

監査公表第 609 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 14 日

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 20 年度行政監査Ⅱ公表

監 査 の 種 類 行政監査Ⅱ

監査の対象年度 平成 19 年度

監査の実施期間 平成 20 年 10 月から平成 21 年 5 月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

定期監査の対象とした局等（理財局、産業観光局、保健福祉局、消防局、上下水道局及び教育委員会）の各 1 事務事業又は 1 事業を対象に、行政監査Ⅱを実施した。

なお、理財局については、平成 21 年 4 月 1 日の組織改正により総務局と統合し行財政局となっている。

第 1 電子入札の実施（理財局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第 3 章 市民との厚い信頼関係の構築を目指して

第 3 節 市民とともに政策を実施する

施 策	事 務 事 業		監査 対象
	名 称	担当課	

入札制度改革の推進	電子入札の実施	理財局財務部 調度課	○
	価格以外の環境なども評価する「政策入札」の導入	理財局財務部 調度課	

2 事務事業の概要

事務事業名		電子入札の実施
全体計画		紙媒体により、職員の手作業で行っている入札及び契約に係る一連の事務手続き（入札・開札・落札者の決定等）をインターネット回線を利用して行うことにより、入札に係る事務の効率化及び省力化を図るとともに、入札及び契約制度に係る競争性・透明性・公平性等の向上を図る。
平成 19 年度	当初予算	115,620,000 円
	決算	111,209,040 円
平成 19 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年 6 月から電子入札システムの本格運用（原則として全案件）を行った。 ○ 談合等の不正行為の排除・防止を徹底するため、工事等の契約において、入札参加者のみならず本市職員にも入札参加者を知ることができないシステムへ、電子入札システムの機能向上を行った。
平成 19 年度局運営方針での位置付け		重点方針 7 入札・契約制度の改善の推進 ② 電子入札の実施

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 目的とした事務の効率化及び省力化，入札の競争性及び透明性の向上等が十分に達成されているか。
- (3) 電子入札システム導入に当たり，必要な制度改正等を行っているか。
- (4) セキュリティは適切に確保されているか。
- (5) 新しい制度の導入に当たって，システム利用のサポートや周知，広報など，事業者への配慮は適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 参加希望型指名競争入札において、一般競争入札に係る規定に準じ、原則的な公告の期間を定めるなど、具体的に取り組むべきもの
- (イ) 実現した業務の効率化、省力化に応じて事務体制の見直し等を検討すべきもの
- (ウ) 競争性の向上の状況について、客観的なデータを用いて把握、分析し、継続的に必要な制度改正に取り組むべきもの
- (エ) 参加希望型指名競争入札の更なる活用に努めるべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

電子入札とは、契約事務での競争入札について、従来の紙媒体の入札にかわり、入札参加申込から入札書の提出、落札者の決定から結果の通知までをインターネットを利用して電子的に行うものである。競争入札については地方自治法（以下「自治法」という。）及び地方自治法施行令（以下「自治令」という。）に基づき行うものであるが、これを電子入札により実施するかどうかについては、法令等に定めはなく、各地方公共団体が独自に判断して実施するものである。

本市では、契約事務について、自治法及び自治令の趣旨に沿って、より一層競争性を向上させ、また透明性を確保するため電子入札を実施している。電子入札の実施にあたっては、自治法及び自治令の定めるところに従って事務を行う必要があるため、京都市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）及び京都市競争入札等取扱要綱（以下「競争入札等取扱要綱」という。）等を整備し、これらに基づき次のとおり事務を行っている。

a 競争入札の方法

自治法では、競争入札を一般競争入札と指名競争入札に分類している。本市では電子入札システムの導入に併せて、入札制度の改革を実施してきており、平成19年6月の電子入札システムの本格運用後において実施

している競争入札の区分については、表1のとおりとなっている。

(表1) 本市における競争入札の方法(平成19年6月から)

自治法における区分	本市における区分		
一般競争入札	物品	一般競争入札	契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を行うもの なお、工事契約の一般競争入札については、平成20年6月に、原則として、資格要件の審査を開札後に行い入札参加者が開札まで秘匿される事後確認型一般競争入札とする制度改正を行っている。
	工事		
指名競争入札	物品	公募型指名競争入札	資格要件を示して入札参加者を公募し、参加の申請を行った者のうち当該資格があると認められる者について、指名を行うもの
		参加希望型指名競争入札	公募型指名競争入札のうち、電子入札システムにより、入札参加者が開札まで秘匿されるもの
		(通常型)指名競争入札	競争入札の参加者について、その者の入札参加の意向に関係なく指名を行うもの

契約の締結は、原則として競争性の高い一般競争入札によることとされており、指名競争入札は、自治令において、一般競争入札によることが適当でない場合に行うものとされている。本市においては、工事契約については、平成19年6月から指名競争入札を廃止し、すべて一般競争入札としている。物品契約については、参加希望型指名競争入札を実施しているが、これは、一定の条件を示した上で広く入札参加者を募り、希望するものがすべて入札に参加することで可能な限り競争性を高め、実質的には一般競争入札と同様の方式で実施するものである。

b 競争入札の手続

(a) 入札の公告

一般競争入札に当たっては、自治令に規定する公告を行う必要があるが、契約事務規則において、公告は、市役所及び区役所の掲示場に

掲示するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うこととされており、この規定に基づき、調度課ホームページでも閲覧に供されている。また、公告の期間は、原則として10日間以上を確保することとしている。

参加希望型指名競争入札については、一定の条件を示して入札参加者の募集を行うものであるが、指名競争入札の一種であるため、自治令に基づく公告については行う必要がない。入札参加者の募集を行う必要があることは、一般競争入札と同様であるため、この募集に当たっては、掲示場への掲示の規定を除いて、一般競争入札の規定を準用し、同様の内容をホームページ上に掲載している。

この公告については、印刷や文具類など、定例的に発注する案件については、発注日として特定の曜日を定めて行うことにより、事業者が調達予定情報を入手しやすいように一定の配慮を行っているが、公告の期間については、競争入札等取扱要綱には規定がなく、公告期間の短いものは、入札受付期間の3日間を含めて4日程度であるものも認められた。

(b) 資格の審査と結果の通知

本市では、毎年競争入札参加資格の審査を行い、競争入札参加有資格者名簿を作成しており、この名簿に登載された業者のみが電子入札システムへの登録が可能となっている。

また、案件ごとに設定される特定競争入札参加資格の審査については、入札参加意思を電子入札システムで表明する際に、種目やランクなど、システム内に蓄積された業者情報を基に判定することができる資格については自動的に審査が行われ、資格を有しないものは、入札画面へ進めないこととなっている。特定の業務認可の有無や同種事業の受注実績など、システム内に蓄積された業者情報の範囲外の資格の確認については、電子入札システム外の事務処理となり、入札受付期間中に資格確認のために必要な書類を受け付け、開札後、落札候補順に確認を行っている。

(c) 入札、開札及び再度入札

電子入札システムによる入札は、あらかじめ3日間の期間が設けら

れ、定められた日時までに、電子入札システムで入札書を提出することとなっている。

電子入札システムでの入札書の提出は、インターネットを利用し、又は調度課内の入札端末機を使用し、市長が定める日時までに入札データを電子入札システムに到達させることにより行われる。この時、インターネットを利用する場合には、認証事業者が作成した電子証明書と電子署名を付すこととし、また、入札端末機を使用する場合には、入札端末機利用者カード（以下「利用者 ID カード」という。）とパスワードにより、本人確認を行うこととしている。

開札については、入札期限の翌日に一定の時刻を設定し、この時刻に調度課職員が電子入札システムにより開札処理を行うと、開札状況がシステムに登録され、開札の翌開庁日にはホームページ上に開札結果が公表され、入札業者は結果の確認を行う。この後必要な入札参加資格の詳細確認を行った上で、落札者決定通知書を送付している。

なお、予定価格の範囲内での入札がなかった場合には、自治令上、ただちに再度入札をすることができるが、本市では、電子入札においてはすべて予定価格を事前公表していることから再度入札は実施しておらず、入札不調として取り扱っている。

また、最も低額での同額入札者が2者以上となった場合には、くじにより落札者を決定する必要があるが、入札時に業者がくじ番号を併せて入力することで、電子入札システム内で電子くじにより自動で抽選を行う仕組みとなっており、開札と同時にくじによる選定が終了する。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

物品の指名競争入札は、競争性を高めるために、原則として参加希望型指名競争入札として行っているが、実質的には、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札と同様である。公告の内容についても、一般競争入札に準じているが、公告期間については、競争入札等取扱要綱にも規定がなく、公告期間は案件により様々に設定されている。

より競争性を高める観点からは、幅広い業者の参加が必要であり、そのためには一定の公告の期間を設けることが必要である。

については、参加希望型指名競争入札においても、一般競争入札に係る規定に準じ原則的な公告の期間を定めるなど、公告期間を確保するよう具体的に取組みたい。

イ 目的とした事務の効率化及び省力化、入札の競争性及び透明性の向上等が十分に達成されているか。

(ア) 分析

a 電子入札システムの概要

(a) 導入の背景

政府は平成 13 年 1 月に、今後 5 年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す「e-Japan」戦略を発表し、これを具体化した「e-Japan 重点計画」の中で、全府省は、非公共事業関係の調達について、原則平成 15 年度までに電子入札を導入するものとされた。また、国土交通省では、全国の地方公共団体において、電子調達システムを含んだ公共事業支援統合情報システム (CALS/EC) を混乱なく導入することができるようにするため、タイムスケジュールの目安を明示した「CALS/EC 地方展開アクションプログラム(全国版)」を平成 13 年 6 月に策定し、平成 22 年度を最終目標として地方公共団体での導入を促進していくこととしており、都道府県・政令指定都市においては、平成 15 年度一部本運用、平成 19 年度完了との目安を示している。

(b) 導入の目的

本市においては電子入札システムを、抜本的な入札・契約制度改革の手段と位置づけ、その効果として、①入札関連事務の効率化・省力化、②入札参加者の負担軽減、③競争性の向上、④透明性の向上の 4 項目を掲げている。

(c) 導入の経過

システム間の整合性の調整や、導入費用を抑制する観点から、開発スケジュールを平成 17 年度に導入した財務会計システムに合わせ、整備を行った。

整備に当たり、既に一定のシステムとして確立された実績のある電

子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を採用し、パッケージソフトウェア（注1）を本市の事情に応じてカスタマイズ（注2）する手法をとることで、独自システムとして開発するのに比べて費用負担の抑制に努めた。

平成15年度に基本計画を策定し、平成16年度から平成17年度にかけて、電子入札システム的设计及び開発を行い、平成17年11月28日から一部運用を開始している。その後、平成18年4月からは電子入札の対象を一部拡大し、平成19年6月からは、電子入札の対象を原則として全案件に拡大して本格運用を開始している。

なお、電子入札システムの基本部分については、交通局及び上下水道局との共同開発とし、等分の費用負担としている。

注1 特定の業務あるいは業種で汎用的に利用することのできる既製の市販ソフトウェア

注2 既存の商品などに手を加えて、好みのものに作り変えること

(d) 本市の電子入札システムの特徴

- ・ コアシステムの採用

本市の電子入札システムは、入札案件の登録から入札結果の公開までの一連の事務を対象として、コアシステムを基本システムとして採用し、このカスタマイズと、財務会計システムとの連携により、構築している。

コアシステムとは、電子入札コアシステム開発コンソーシアムによって開発されたものであり、各公共機関でカスタマイズ可能な汎用性の高いパッケージソフトウェアである。

- ・ 入札端末機の庁内設置

インターネットを通じて入札に参加する方法に加え、調度課内の入札端末機より入札に参加できるシステムとしている。これは、業者のインターネット利用環境の整備や電子証明書を付すために必要なICカード（以下「利用者証明ICカード」という。）の購入に伴う費用負担などの課題に対応するためのものである。このことにより、紙媒体による入札との併用を解消し、原則として100パーセントの電子入札化を実現している。

- ・ 開札前には入札参加者を知ることができないシステム
談合等の不正行為を防止する観点から、事業者のみならず、市職員も、入札参加者を開札まで知ることができないシステムとしている。平成17年11月の電子入札の一部運用開始時から、電子入札とした物品の購入に係る入札を対象に、入札参加者の事前公表を廃止した。

なお、平成19年度にシステムの改良を行い、平成20年6月からは工事契約においても、政府調達に関する協定の適用を受け、調達手続きに特例が定められている案件（以下「WTO案件」という。）等の一部の案件を除いてこの方式を採っている。

(e) 経費

- ・ 整備経費

平成15年度から平成19年度までに電子入札システムの整備に要した費用は、表2のとおりであり、2億1,270万円となっている。このうち、市債の充当額は7,200万円で、共同利用分の開発に当たって公営企業から収入した負担金の額は8,880万円で、要した一般財源の額は5,190万円となっている。

(表2) 電子入札システムの整備経費

(単位：千円)

年度（平成）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
整備経費 計	2,495	52,500	127,712	—	30,000	212,707
基本計画策定	2,495	—	—	—	—	2,495
システム設計・開発	—	52,500	99,362	—	—	151,862
パッケージソフトウェア購入	—	—	28,350	—	—	28,350
事後確認型システム開発	—	—	—	—	30,000	30,000
財源						
市債	—	52,000	20,000	—	—	72,000
公営企業負担金	—	—	68,806	—	20,000	88,806
一般財源	2,495	500	38,906	—	10,000	51,901

- ・ 運用経費

運用に係る費用は、表3のとおりとなっており、本格稼働後の平成19年度では、年間8,091万円となっている。

(表3) 電子入札システムの運用経費

(単位：千円)

年度（平成）		17年度	18年度	19年度	計
運用経費 計		26,178	64,444	80,914	171,536
	コアシステムプログラムサポート	—	1,181	2,363	3,544
	システム及び機器保守管理等	12,947	31,440	46,862	91,249
	ブース及びシステム機器リース	13,231	31,823	31,689	76,743
財源	公営企業負担金	9,433	27,467	45,594	82,494
	一般財源	16,745	36,977	35,320	89,042

b 目的の達成状況

(a) 入札関連事務の効率化・省力化

電子入札システムは、入札案件の登録から入札結果の公開までの一連の事務を電算処理するものであり、入札関連事務は大きく省力化されている。

具体的には、入札案件の掲示、入札参加の希望受付及び資格審査の一部、入札書の受付、開札・入札結果掲示、入札結果の財務会計システムへのデータ移行などが電子入札システム内で自動的に処理され、参加業者の多少にかかわらず、短時間で処理が可能となった。従来は入札のつど、これらの対応に多くの時間を要していたため、大幅な事務負担の軽減となった。

また、システム導入に当たっては、電子入札を利用できる環境が整っていない事業者のための対応策として、他の政令指定都市では一部紙媒体による入札の並行運用が一般的となっているが、京都市においては庁内に入札端末機を設置することで、全件電子入札化しており、紙媒体による入札の並行運用による代理入力などの事務がないため、

この面からも職員の事務負担の軽減の度合いは大きいといえる。

一方、この入札関連事務の省力化に応じた職員体制の見直しが図られたかについて見ると、入札制度改革の影響により、この他にも事務量の増減の要素はあると考えられるものの、職員数は同数で変化しておらず、減員等の具体的な効果は発生していない。

電子入札システム導入前後の契約事務に係る職員数と予算額の比較は、表4のとおりとなっている。

(表4) 電子入札システム導入前後の職員数と予算額の比較

(単位：人，千円)

年度	職員数				予算額	
	検収担当	物品契約担当	工事契約担当	計	契約事務 予算総額	電子入札システム 開発予算を除く
平成15年度	6	5	6	17	16,910	13,760
平成16年度	6	5	6	17	116,997	27,747
平成17年度	6	6	5	17	159,436	75,026
平成18年度	6	6	5	17	76,818	76,818
平成19年度	6	6	5	17	127,257	97,257

注 契約事務予算総額には、職員の人件費は含まれていない。

なお、事務事業評価においては、定型・維持管理型に区分され、費用管理に主眼を置き効率性評価のみが行われている。この効率性評価の評価指標としては、電子入札により実施した入札件数が用いられており、平成19年度の評価では良くなったとされている。これは、平成19年6月からは入札制度の改正によって原則的に全案件を電子入札の対象とし、電子入札の実施件数が大幅に増加したため、単位当たりの費用が減少したことによるものである。このように、事務事業評価は、電子入札を導入した時点以降の効率性の推移に対する評価であり、電子入札の実施前と実施後での入札関連事務の効率性の比較については、評価の対象外となっている。

(b) 入札参加者の負担軽減

電子入札の導入効果として、入札会場への移動や入札書のやり取りに要する時間などの負担の軽減が掲げられている。

従来の紙媒体による入札では、一般的な指名競争入札による工事入札の場合には、指名通知書を交付する時と、入札時の2度、決められた日時に来庁する必要があった。特に入札時に遅刻や無断欠席をすると参加停止処分になるなどの負担もあった。

電子入札導入後はこれらの来庁の必要がなくなり、また入札受付期間も3日間の期間が設けられているため、入札参加者の負担は軽減されている。

(c) 競争性の向上

電子入札の導入効果として、入札に必要な場所や時間などの物理的な制約がなくなることから、入札参加業者数及び参加機会が増加し、競争性が向上することが掲げられている。

まず、入札参加の機会が増加したかどうかについては、電子入札システムの導入に併せて、工事契約をすべて一般競争入札とすることや、物品契約は参加希望型指名競争入札を原則とするなど、参加機会が確実に増加するよう、必要な制度改正を講じてきている。

次に、この結果として実際に入札参加業者数が増加したかどうかについては、工事契約、物品契約ともに統計がなく、明確でなかった。一般競争入札や参加希望型指名競争入札の場合には、参加機会が増加しても、一定業者数を必ず指名する指名競争入札とは異なり、発注する工事や物品の種類によって、結果としての参加業者数には多寡が生じる。このため、参加業者数の実数としては増加するとは限らず、この数字だけをもって競争性の向上の度合いを判断できない面があるとして、統計としては整備されてこなかったものである。

落札率が下降したかどうかについて見ると、工事契約の平均落札率については統計があり、表5のとおり1件ごとの落札率の合計を入札件数で除した割合である単純平均落札率で見ると、電子入札導入前の平成16年度では87.2パーセントであったが、平成19年度においては、86.4パーセントとなっており、0.8ポイント下降している。また、全件の落札価格の合計を予定価格の合計で除した割合である加重平

均落札率を見ると、平成16年度では92.2パーセントであったが、平成19年度においては、89.5パーセントとなり、2.7ポイント下降しており、いずれも一定程度の落札率の下降が認められた。ただし、それぞれの年度での入札参加業者数の推移が不明であるため、実際の参加業者数の増加によるものであるかは明確ではなかった。

(表5) 工事入札の平均落札率の推移

(単位：%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
単純平均落札率	87.2	88.1	87.4	86.4
加重平均落札率	92.2	92.9	89.3	89.5

なお、物品の落札率については統計がなかったが、物品の予定価格については、個別の調達契約ごとにその設定の方法に違いがあり、工事のような一定の積算方法による予定価格とは性格を異にするため、落札率の推移についても、分析に用いることができるデータとはいえない性格のものであるため、統計としては整備がなされてこなかったものである。

以上のとおり、競争性の向上についての制度整備などは適切に行われていると認められ、参加可能業者数の増加という点では、競争性が向上しているとは考えられるが、その結果、実際の参加業者数が増加したかという点では、客観的に測るものがなく、この面で競争性が向上したかどうかは必ずしも明確ではなかった。

(d) 透明性の向上

電子入札の導入効果として、調達予定情報及び入札の執行結果等をインターネット上に公開することにより、事業者は随時に各種入札情報を収集することができ、透明性が更に高まることが掲げられている。

入札・契約の透明性を確保、向上させるためには、可能な限り、これらに関する情報を公開することが必要である。電子入札の導入前は、調達予定情報については一般競争入札の調達予定情報のみ、調度課のホームページに掲載し、その他の指名競争入札に係る調達予定情報は、調度課内で閲覧に供しているのみであった。電子入札では、公告は原

則としてインターネットで行うとしており、原則全件電子入札としているため、基本的には全件について、広く誰でも調達予定情報を閲覧できることとなっている。また、入札の執行結果についても、電子入札の導入前には、調度課内で閲覧に供しているのみであったが、電子入札システムの導入により、入札結果はシステム内でデータとして蓄積されることから、入札結果を原則として落札者決定日の翌日に調度課ホームページで公開しており、迅速に広く誰でも閲覧することが可能となるようにしている。

また、入札に関する情報については、談合や不正を防止する観点から、透明性を向上させる必要があるが、電子入札システムの導入により、開札前には入札参加者を職員も知ることができないシステムを導入している。平成 17 年度のシステム導入時には物品契約でこの方式を導入していたが、平成 19 年度に新たにシステム開発を行い、平成 20 年 6 月からは工事契約についても、この方式を導入している。電子入札システムの導入によってのみ対応可能な透明化の取組であるといえる。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 電子入札システムの導入効果の一つとして掲げられている、入札関連事務の効率化及び省力化については、導入の結果として、実際に一定の事務負担の軽減が実現している一方、現時点では、契約事務担当者の職員体制についてはシステム導入前と変化はなかった。

電子入札システムは、平成 18 年度に一部運用を終了し、平成 19 年度には本格運用を開始していることから、今後、事務の効率化や省力化の状況を見極めながら、適切に事務体制の見直し等を図られたい。

- b 電子入札システムの導入効果の一つとして掲げられている競争性の向上については、一般競争入札の件数を増加させるなど、参加可能業者数の増加という点では、適切に行われていると認められる。その一方で、実際の参加業者数については、客観的なデータが不足しており、結果として競争性が向上しているかどうかについては、必ずしも明確とはな

ていなかった。

多額の経費をかけて電子入札システムを整備している以上、結果として競争性がどの程度向上しているかについて、一定の分析がなされることが必要であり、実際の参加業者数などの客観的な統計データは、この分析の基礎となるものであると考えられる。また、電子入札システムの導入により、これらの入札関連データの取得はこれまでと比べて容易となっていると考えられる。

今後は更なる現状の把握、分析に努め、その結果を基に、継続的に必要な制度改善に取り組まれない。

- c 契約事務に関しては、毎年度実施している定期監査において、物品の調達を専決の額以下に分割し、随意契約を行っている事例が後を絶たない状況にある。

自治法では、可能な限り競争的な契約として取り扱うことを求めており、本市の非常に厳しい財政状況を考えると、これらの随意契約については、まとめて入札により調達することで契約の競争性を高め、結果として経費節減につなげていくべきである。

電子入札システムの導入により、物品契約の入札関連事務は省力化や効率化がなされていることから、契約事務を主管する局として、各局に対し入札による契約の依頼を可能な限り行うよう周知し、参加希望型指名競争入札の更なる活用を図られたい。

- ウ 電子入札システム導入に当たり、必要な制度改正等を行っているか。

- (ア) 分析

- a 制度改正の必要性

自治法の規定では、契約は基本的に一般競争入札によることとなっており、指名競争入札については、これによりがたい場合として自治令で規定する場合のみ、できることとなっている。

一般競争入札とは、不特定多数の者を入札に参加させ、競争させることによって、地方公共団体にとって最も有利な価格で申込みをした者との間に契約を締結する方法である。一般競争入札は機会均等や経済性の面で長所を有するが、その一方で、行わなければならない手続が多く、経費もかかるなどの欠点があるとされている。

他方、指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用その他についてあらかじめ適切と認める特定多数の者を指名し、入札の方法によって契約の相手方を決定する方法である。この方法によると、一般競争入札が持つ欠点に対し、信用度の低い業者を排除でき、手続きも簡素化できるという長所があり、地方公共団体の契約事務においては、実態として大部分でこの方法が用いられてきた。しかし、指名競争入札は、入札の参加者が偏り、談合が生じやすいという欠点があるとされてきた。

このため、競争性や公正性を確保するためには、手続きや経費の問題の解決を図りつつ、自治法上の原則である一般競争入札へ近づける方向で制度改正を行う必要がある。

b 入札制度改正の経過

京都市では、電子入札システムを、市政改革実行プランにおいて入札・契約制度の抜本的な制度改正の手段として位置付け、システムの導入に併せて、入札制度の改正を行ってきた。

(a) 工事契約

工事契約においては、電子入札システムの導入以前から、従来型の指名競争入札に加えて、平成6年度には意向反映型指名競争入札を、また、平成9年度からは公募型指名競争入札を試行導入し、平成11年度からはいずれも本格実施するなど、より競争性が高く、透明性を確保できる契約制度へと改正を行ってきたが、一般競争入札については、WTO案件に限って行っていた。

電子入札システムの試行実施に併せて、一般競争入札を拡大し、平成18年4月には、従来は公募型指名競争入札として実施していた工事の一部を対象に加えるとともに、意向反映型指名競争入札の対象を拡大した。平成19年6月からは、電子入札システムの本格運用により、入札公告などの事務が大きく効率化できるようになったこと、また、参加業者数の増による入札場所の確保などの制約がなくなったことから、体制面で一般競争入札の大幅な拡大に対応することが可能となったため、これまでの指名競争入札を全廃し、原則としてすべての案件について、一般競争入札により契約するように制度を改めた。

この結果、表6のとおり全入札件数に対する一般競争入札の割合は、

平成 17 年度に 0.4 パーセントであったものが、平成 19 年度には 87.9 パーセントと大幅に増加している。

なお、平成 20 年 6 月からは、一般競争入札については、電子入札システムの持つ機能を用いて、より透明性を高めるため、入札から開札まで入札参加者を業者、職員ともに知ることができない方式である事後確認型一般競争入札を原則とした。これにより資格審査事務についても大きな省力化が図られている。

(表 6) 本市発注工事の入札の方式別の推移

(単位：件，%)

区分			平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札			3	0.4	50	7.6	449	87.9
指名競争入札	公募型	工種，ランクを限定せず入札参加者を公募し，技術要件を満たす事業者すべてに入札参加を認める方式	57	8.5	23	3.5	1	0.2
	意向反映型	入札参加意思を有する同一ランクの事業者すべてに原則として入札参加を認める方式	54	8.1	191	28.9	23	4.5
	通常型	事業者の入札参加意思に関係なく指名を行い入札に参加させる方式	555	83.0	397	60.1	38	7.4
合計			669	100.0	661	100.0	511	100.0

(b) 物品契約

物品契約については、従来、調達に随時性があることや、急を要する場合が多々あることなどから、WTO 案件を一般競争入札で契約するほかは、通常型の指名競争入札で契約してきた。平成 18 年 4 月から

は、電子入札システムの導入により、参加業者数の増による入札場所の確保などの制約がなくなったことから、新たに参加希望型指名競争入札制度を導入し、原則としてこの方法によることとした。これは、参加を希望するものすべてに入札への参加を認める方法で、実質的には契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札と同様の方法によるものであり、一般競争入札と同様の高い競争性を持つ方法である。

この参加希望型指名競争入札について、一般競争入札としないのは、一般競争入札とすると自治令上の公告が必要となるなど、件数が多い物品契約では事務負担が大きく増加してしまうためであり、事務負担を抑制しつつ可能な限り競争性を高める手法として導入したものである。

なお、印刷と封筒への封入業務などを一括で委託するなどの、総価契約と単価契約混合の複数件一括契約となるものは、財務会計システムが対応していないため、紙媒体での入札を行っており、通常型の指名競争入札により入札を実施している。これについても、可能な限り競争性を高める取組を継続的に行うことが望まれる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ セキュリティは適切に確保されているか。

(ア) 分析

電子入札システムは、インターネットを利用して又は庁内の入札端末機を使用して発注者と受注者が情報のやり取りを行うシステムであり、またこの情報には多くの個人情報などを含むことから、このやり取りが安全に行われ、システム内の情報が漏えいしないよう、セキュリティが適切に確保されている必要がある。

a インターネットを利用した情報のやり取りに関するセキュリティ

本市の電子入札システムは、電子入札コアシステム開発コンソーシアムによって開発されたコアシステムをカスタマイズして構築している。このため、利用登録から資格申請、入札書の送付や落札結果通知の発行等、インターネットを介して行う通信に係るセキュリティの確保については、コアシステムの持つ機能によっている。

コアシステムにおいては、インターネット上で情報を暗号化して送受信する方法に関する取り決めである SSL (Secure Socket Layer) を用いて通信を行っている。これに加え、情報の発信者のなりすましを防止する観点から、情報の送信者は、送信文書に認証事業者が発行する電子証明書と電子署名を付すことなど、適切なセキュリティを確保している。

電子署名は、平成 13 年 4 月に施行された電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）により手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されたものであるが、コアシステムにおいては、送信する文書に付す電子署名について、認証事業者から取得した電子証明書を用いて、取引のつど、認証事業者に照合が行われ、本人の確認を行うこととなっている。

コアシステムに対応する認証事業者としては、電子署名法に基づいた特定認証業務の認定を受けた 12 の民間事業者が指定されており、入札参加者はこのいずれかから電子証明書を取得する必要がある。

また、発注者である京都市は、落札者に通知を行う際のなりすましを防ぐため、地方公共団体組織認証基盤の証明書の発行を受け、これと電子署名を文書に付すことにより、セキュリティを確保している。

b 庁内の入札端末機の利用に関するセキュリティ

事業所等でインターネット環境が整っていない事業者への対応策として、調度課内に入札端末機を設置しているが、この利用に当たっては、利用者 ID カードとパスワードによる本人確認を行っている。利用者 ID カードについては、既に届け出ている実印を押印して京都市に申請書を提出した事業者に対して、京都市が無料で発行している。パスワードについては、事業者がこのカードの交付を受けた上で、端末で自ら任意のパスワードを登録することとなっており、職員をはじめとした他者は知ることができないこととなっている。

c 電子入札システムに対する職員の操作権限

電子入札システムの操作端末として個別の機器は設置されておらず、職員による電子入札システムの操作は、イントラネットパソコンにより、行政業務情報システムの財務会計システムを通じて行うことになる。このため、システムにアクセスするためには、まず行政業務情報システム

へのログインが必要であり、これは総合企画局情報化推進室情報政策課（以下「情報政策課」という。）が発行する職員用 ID カードとパスワードにより管理されている。その上で、物品契約担当者には物品契約に係るメニューが、工事契約担当者には工事契約に係るメニューのみが操作可能となるよう、権限管理が行われている。

また、落札者決定通知書の発行など、京都市から入札参加者に文書を送信するに当たっては、電子署名法に基づき、地方公共団体組織認証基盤の認証を得た電子署名を付すこととなる。

この電子署名の使用に当たっては、地方公共団体組織認証基盤の職責証明書として発行される IC カード（以下「職責証明 IC カード」という。）で管理されている。この職責証明 IC カードは、契約担当者ごとに交付を受け、個人において厳重に管理することとなっている。

d 電子入札システム機器の管理状況

電子入札システム自体の運用や管理は情報政策課が行っており、サーバ等の機器についても調度課内には設置しておらず、情報政策課の所管しているサーバ室等に設置し、管理している。

サーバ 26 台はリースで調達し、保守管理会社 2 社と保守管理契約を締結し運用している。保守管理契約に当たっては、データの漏えいや盗難等を防止し、適正な機器の運営に努めることなどを定めた京都市情報セキュリティポリシーに基づく特記事項を付している。また、メンテナンスの体制については、基本的には市役所閉庁日は対応の対象外としているが、重大な障害等が起こった場合にはこの規定にかかわらず緊急の対応を行う旨取り決められており、緊急連絡体制等についても規定されている。

なお、調度課内に防犯カメラを 4 台設置しており、入札端末機設置場所を中心に撮影を行っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 新しい制度の導入に当たって、システム利用のサポートや周知、広報など、事業者への配慮は適切に行われているか。

(ア) 分析

入札制度の改革に当たっては、事業者にとって負担が大きなものになる

と、入札参加への障壁となり、競争性の向上を目的として導入する趣旨に沿わない結果へとつながる場合がある。

また、制度としての確かなものを構築したとしても、有効に機能するためには、適切かつ十分な周知、広報がなされる必要がある。

このような観点から、新しい制度の導入に当たっては、事業者へ適切な配慮を行う必要がある。

a 事業者負担についての配慮

電子入札の導入に当たっては、インターネットを利用して電子入札に参加できる環境の整っていない事業者にとっては、インターネット環境の整備費用や電子証明書となる利用者証明 IC カードの取得費用等の経費負担が発生するため、このような事業者への対応が問題となる。

他の政令指定都市の状況を見ると、インターネット経由でしか電子入札の参加ができないシステムを構築しているか、紙媒体による入札を認めている都市もあるが、京都市ではこのような事業者を対象として、庁内に入札端末機を設置している。この入札端末機の利用に当たっては、利用者 ID カードが必要となるが、調度課への申請に基づき京都市が無料で発行しており、事業者にとって費用負担は発生しない。

なお、平成 20 年 1 月末現在での利用者 ID カードの発行枚数は 1,799 枚で、利用者証明 IC カードの登録枚数は 2,357 枚となっている。カードの枚数で見ると全体の 4 割が利用者 ID カードを利用しており、庁内に入札端末機は有効に機能しているといえる。

b システム利用のサポート

インターネットでの電子入札の参加者のために、平成 17 年 11 月 28 日の一部運用開始に先立ち、平成 17 年 10 月に、調度課ホームページ上に、事業者向けの電子入札の練習システムを設けている。また、詳細な操作マニュアルや、よくある質問とそれに対する回答を調度課ホームページに掲載している。専用の問合せ窓口などは特に設けていないが、このようなサポートにより、調度課への操作等に係る問合せは、1 日に数件程度であり、職員で対応可能な範囲に収まっている。

一方、調度課内に入札端末機を利用する事業者に対しても、操作練習のために練習用の端末機を 1 台設置するとともに、調度課内には入札端

末機操作の指導を行う要員を配置し、操作に不慣れな事業者でも安心して入札に参加できるよう配慮している。

調達予定案件の情報については、調度課ホームページで閲覧に供しており、特に電子入札システムの利用登録を行っていなくても、誰でも閲覧できるようになっているが、事業所等においてインターネットが利用できず、調達予定案件の検索等ができない事業者に配慮して、検索用のパソコンを調度課内に1台設置している。また、平成19年6月からは、パソコンよりも普及率が高く、比較的安価である携帯電話機でも、調達予定案件の検索ができるよう、情報提供の改善を図っている。

c 制度の導入に当たっての事業者への周知状況

導入に当たって、事業者向け及び業界団体向けの説明会を開催した。実施の状況は表7のとおりである。

(表7) 電子入札システム説明会の実施状況 (平成17年度)

区分	日程	概要
事業者向け	9月14日	<p>京都市電子入札システム説明会</p> <p>時間 午前の部 (9:30~11:30) 午後の部 (14:00~16:00)</p> <p>場所 京都会館第二ホール</p> <p>内容 ・京都市電子入札システムの概要と制度改正について ・電子認証について</p> <p>※ロビーに電子認証サービス会社がブース設置</p> <p>対象 入札参加を希望する全事業者</p> <p>参加者数 約1,500人</p>
業界団体向け	9月12日	対象 京都土木協会
	9月16日	対象 (社)京都電業協会
	9月26日	対象 京都市造園建設業協会
	10月27日	対象 (社)京都府空調衛生工業協会

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第2 繊維技術センター中小企業技術者研修（産業観光局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第2章 華やぎのあるまち

第2節 活力あふれるまち

1 産業関連都市として独自の産業システムをもつ

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
活力ある産業活動への支援	企業内人権啓発	産業観光局商工部 経済企画課	
	首都圏におけるシティセールス	産業観光局商工部 経済企画課	
	京都市勧業館（みやこめっせ）	産業観光局商工部 経済企画課	
	「京都館」運営	産業観光局商工部 経済企画課	
	水道特会繰出金	産業観光局商工部 経済企画課	
	下水道特会繰出金	産業観光局商工部 経済企画課	
	戦略的企業誘致の推進	産業観光局商工部 産業振興課	
	中小企業連携支援事業	産業観光局商工部 産業振興課	
	異業種交流等連携支援事業	産業観光局商工部 産業振興課	
	行政区別地域経済活性化等支援事業	産業観光局商工部 産業振興課	
	京北商工会事業助成	産業観光局商工部 産業振興課	
	中小企業経営支援事業	産業観光局商工部 産業振興課	

京都ものづくり企業縁むすびプロジェクト	産業観光局商工部 産業振興課	
中小企業金融支援事業	産業観光局商工部 産業振興課	
貿易振興事業助成	産業観光局商工部 商業振興課	
販路開拓, 産地商品宣伝	産業観光局商工部 伝統産業課	
「わたしの伝統産業」の制作(きもの文化教育副読本)	産業観光局商工部 伝統産業課	
ファッション推進	産業観光局商工部 伝統産業課	
後継者育成事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
技術功労者顕彰制度	産業観光局商工部 伝統産業課	
京都伝統産業ふれあい館運営	産業観光局商工部 伝統産業課	
京都市伝統産業振興館(四条京町家)	産業観光局商工部 伝統産業課	
「伝統産業の日」関連事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
京の伝統産業・元気応援事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
京の「匠」ふれあい事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
京の伝統産業学の構築	産業観光局商工部 伝統産業課	
伝統産業活性化推進審議会運営	産業観光局商工部 伝統産業課	
京もの履歴表示	産業観光局商工部 伝統産業課	

京ものファン創出事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
京もの活用事業	産業観光局商工部 伝統産業課	
繊維技術センター試験分析	産業観光局産業技術研究 所繊維技術センター	
繊維技術センター技術指導	産業観光局産業技術研究 所繊維技術センター	
繊維技術センター研究業務	産業観光局産業技術研究 所繊維技術センター	
繊維技術センター中小企業技術 者研修	産業観光局産業技術研究 所繊維技術センター	○
工業技術センター試験分析	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
工業技術センター技術指導	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
工業技術センター研究業務	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
工業技術センター中小企業技術 者研修	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
新技術創出・製品開発事業	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
共同研究事業	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター	
産業技術研修所整備	産業観光局産業技術研究 所工業技術センター・織 維技術センター	
桂イノベーションパーク構想事 業	産業観光局商工部 産業振興課・産学連携推 進課	

2 事務事業の概要

事務事業名		繊維技術センター中小企業技術者研修
全体計画		中小企業の技術者に対して、研修により染織技術に関する基本理論、応用力及び関連技術の習得を図り、「みやこ技塾」講習会・研修会において西陣織、京染という本市の代表的伝統産業を更に発展させるための技術向上と後継者の育成を図る。
平成 19 年度	当初予算	5,640,000 円
	決 算	5,295,176 円
平成 19 年度事業の概要		<p>○ みやこ技塾染織科として9研修科目を開設し、実施した。</p> <p>※が実習を伴う研修科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西陣織コース技術者研修 ※ ・染色コース技術者研修 ※ ・短期コース（織物組織コース） ※ ・西陣織物技術者研修 ・染織デザイン技術者研修 ※ ・染織デザインセミナー ・本友禅染（手描）技術者研修 ※ ・手描友禅染技術講習会 ※ ・きもの塾 <p>○ 受講者総数 502 人、修了者総数 493 人 うち実習を伴う研修は受講者数 140 人、修了者数 131 人</p>
平成 19 年度局運営方針での位置付け		推進方針6項目のひとつとして、「京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、本市の基幹産業である伝統産業の活性化と新たな展開に向けた施策を一層推進するとしている。

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 受講者の募集が適切に行われているか。
- (3) 研修の科目、講義内容及び水準は適切かつ最新であり、十分か。

- (4) 人材や施設の活用などにより、効率的・効果的な運営が行われているか。
- (5) 後継者の育成に成果はあがっているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

- (ア) 受講料の決定に当たって、研修規則に従って、決定書に算定根拠を示すべきもの
- (イ) 受講希望者の利便を図るため、講座科目について、郵送による申込や最初の研修日当日までの受講料納入を可能とするよう、具体的に取り組むべきもの

イ 意見

- (ア) 研修制度の実施及び受講者募集について、ホームページにより、市民に分かりやすい広報を積極的に行うべきもの
- (イ) 西陣織物技術者研修及び染織デザインセミナーについて、効果的な研修のためには現実的な制度の運用が必要になることもあり、研修規則の見直しなどに取り組むべきもの
- (ウ) 選考による受講許可について、応募者の利益にかんがみ、指針の策定など、選考過程の透明性の向上のために具体的に取り組むべきもの
- (エ) これまでの事業の成果を調査し、数値的な指標や客観的な分析を踏まえ、更に効率的、効果的な事業となるよう、努めるべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

a 研修制度の基本構成

産業技術研究所では、繊維技術及び工業技術の各センターにおける研修事業について、平成8年度以降「みやこ技塾」の名を冠しており、繊維技術センター（以下「センター」という。）においては、みやこ技塾染織科として実施している。

みやこ技塾染織科では、繊維工業技術者の技術力向上と人材の育成を

図るため、科内に表8のとおり6つの研修コースを設け、平成19年度はこの中に9つの研修・セミナー等（以下「研修科目」という。）を設置している。

また、いずれの研修も、京都市産業技術研究所の根幹をなす業務として実施している。

b 研修科目

研修科目には、「京都市中小企業技術者研修規則」（以下「中小企業技術者研修規則」という。）及び「京都市伝統産業技術者研修規則」（以下「伝統産業技術者研修規則」という。）の2つの研修規則（以下「研修規則」という。）を根拠とするもの、並びに根拠とする規則を持たないものの2種類がある。

中小企業技術者研修規則に基づく研修科目には、西陣織コース技術者研修、染色コース技術者研修及び短期コースの3科目が、伝統産業技術者研修規則に基づく研修科目には、西陣織物技術者研修、染織デザイン技術者研修、染織デザインセミナー及び本友禪染（手描）技術者研修の4科目があり、研修規則に基づかない研修科目としては、手描友禪染技術講習会及びきもの塾がある。

いずれも京都市伝統産業活性化推進条例及び京都市伝統産業活性化推進計画に対応して、本市伝統産業の活性化を推進するために必要な技術の継承や後継者の育成の具体策として設置されている。

なお、中小企業技術者研修の内の短期コースはテーマを絞った専門性の高い研修としており、隔年で西陣織分野と染色分野とを交互に実施しており、平成19年度には西陣織分野の織物組織コースを開設していた。

c 他都市・国等の実施状況

他の地方公共団体では、伝統産業の集積、指導研究機関の設置等の状況により、実施形態は異なるが、京都府織物・機械金属振興センター、福井県工業技術センター、石川県工業試験場、群馬県繊維工業試験場、山形県工業技術センターなどが研修制度を設置している。ただし、これらはデザインのセミナーなどが中心で、実習も交え、数箇月間にわたって技術者を育成する研修制度は本市以外に見受けられない。

一方、国においては、かつて中小企業技術者研修に国の補助金が充て

られていた経過があるものの、現在外郭団体を含めて繊維関連の研修は実施していない。

(表8) みやこ技塾染織科のコース・研修科目一覧 (平成19年度実施分)

注 回数の記入のないものは、すべて実施回数1回である。また、根拠規則の「中小」は中小企業技術者研修規則、「伝統」は伝統産業技術者研修規則である。

コース名	研修科目名 (研修期間等)	概要	根拠規則
西陣織 コース	西陣織コース技術者研修 (約7箇月)	西陣織(紋織)について技術力向上と幅広い知識・技術を修得する。	中小
	西陣織物技術者研修 (2日×4回)	西陣織に関する様々な知識と技術情報を短期間に修得する。	伝統
染色 コース	染色コース技術者研修 (約3箇月)	染色についての技術力向上と幅広い知識・技術を修得する。	中小
専門分野 コース	短期コース(織物組織コース) (約1箇月)	染織業に必要な知識・技術を短期間に修得する。	中小
デザイン コース	染織デザイン技術者研修 (基礎編約2箇月) (創作編約1箇月)	企画開発力を持つデザイナーの育成を目的に和装関連の基礎的な知識と総合的なデザイン感覚を修得する。	伝統
	染織デザインセミナー (1日×2回)	デザイン創作に役立つ幅広い知識と最新情報を修得する。	伝統
手描友禪 染コース	本友禪染(手描)技術者研修 (約3箇月)	優秀な技術後継者の育成と技術の向上を図ることを目的に、多くの工程に分業化されている手描友禪染の基本を修得する。	伝統
	手描友禪染技術講習会 (4日×2回)	本友禪染(手描)技術者研修で取上げられなかった模様染の様々な技法を修得する。	—
和装管理 コース	きもの塾 (基礎コース2日) (中級コース1日)	和装品の幅広い商品知識を持つ管理者養成を目的として品質管理に関する基礎知識を修得する。	—

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 受講者の募集が適切に行われているか。

(ア) 分析

a 周知広報

研修事業の実施と受講者募集のための周知は、市政記者クラブ及び経済記者クラブを対象とした広報発表、並びに業界団体及びセンター窓口における募集案内の配布を中心に行っている。

募集案内を送付している業界団体等は、おおむね染色関係が 28 団体、西陣織関係が 13 団体である。また、事業所に所属しない個人の参加が多い染織デザイン技術者研修、染織デザインセミナー及び手描友禅染技術講習会については前年度の受講者にも募集案内を送付している。

インターネットによる広報としては、センターのホームページに「研修事業」の見出しを設け、平成 16 年度から平成 19 年度までの研修事業の概要及び受講者募集の情報を提供しているが、これには直近の平成 20 年度分を含んでいなかった。

b 募集定員及び応募状況

(a) 実習を伴う科目（以下「技術習得科目」という。）

- 技術習得科目は、表 9 のとおり設置しており、技術習得のための設備や直接指導が必要であることから、各研修科目共に少人数制を採っており、その募集定員は 10 人から 25 人までである。
- 受講の申込は、受講申込書を最初の研修日の 41 日前から 6 日前までの間に設定された申込締切日までに提出することとし、郵送可としている。ただし、手描友禅染技術講習会は、受講申込書に受講料を添えて、申込締切日までにセンターに直接持参することとしており、郵送は不可としている。
- 募集定員に対する応募状況を研修科目別に見ると、西陣織コース技術者研修が募集定員に対して 1.47 倍、本友禅染（手描）技術者研修が 1.76 倍の応募者があり、その他の研修科目も募集定員を下回っていない。

受講申込者は、業界団体による受講勧奨を受けて申し込んだ者が多く、企業の後継者及び従業員が大部分を占めている。

和装産業の低迷により染織業界の規模が縮小しているため、応募

者は長期的に減少傾向にあるが、市内に染織関連の研修機関がないこともあり、近年ほぼ毎回応募者が募集定員を下回ることはない状況が続いている。

(表9) 技術習得科目の募集定員・応募者数等

(単位：人，倍)

研修科目名		募集定員 A	応募者数 B	応募倍率 B/A	受講者数	修了者数
西陣織コース技術者研修		15	22	1.47	15	14
染色コース技術者研修		15	15	1.00	15	14
短期コース（織物組織コース）		15	18	1.20	15	15
染織デザイン 技術者研修	基礎編	20	22	1.10	22	18
	創作編	10	13	1.30	13	10
本友禅染（手描）技術者研修		25	44	1.76	28	28
手描友禅染技術 講習会	Aコース	16	16	1.00	16	16
	Bコース	16	16	1.00	16	16
計		132	166	1.26	140	131

(b) 実習を伴わない科目（以下「講座科目」という。）

- ・ 講座科目は、表10のとおり設置しており、その募集定員は、講義室を使用することから40人から60人までとしている。
- ・ 受講申込は、すべての講座科目において、受講申込書に受講料を添えて、最初の研修日の5日前から2日前までの間に設定された申込締切日までにセンターに直接持参することとし、郵送は不可としている。
- ・ 募集定員に対する応募状況を研修コース別に見ると、染織デザインセミナー及びきもの塾では募集定員を下回っている開催回があったものの、西陣織物技術者研修においてはほとんど毎回募集定員を上回っており、募集定員の倍近くの応募者を集める回もあった。

(表 10) 講座科目の募集定員・応募者数等

(単位：人，倍)

研修科目名		募集定員 A	応募者数 B	応募倍率 B/A	受講者数	修了者数
染織デザイン セミナー	第1回	60	60	1.00	60	60
	第2回	50	23	0.46	23	23
西陣織物 技術者研修	第95回	40	39	0.98	39	39
	第96回	40	46	1.15	46	46
	第97回	40	77	1.93	77	77
	第98回	40	43	1.08	43	43
きもの塾	基礎コース	40	49	1.23	49	49
	中級コース	40	25	0.63	25	25
計		350	362	1.03	362	362

c 受講資格と要件審査

研修を受講するための資格は、研修規則ではいずれも、原則として中小企業の事業主又はその従業員であること、技術的な実務経験を有するものであることとし、ただし、市長が特に適当と認める者については、この限りでないとしている。

受講者のほとんどは、上記の原則どおりの要件を備えているが、西陣織物技術者研修等4科目においては、研修規則のただし書を適用した結果、大企業従業員16人、学生6人を受講者に含んでいた。

d 受講の許可

受講の申込みを受けた後は、①選考による選抜、②受講申込の先着順の2つの方法によって受講者を決定している。また、研修規則ではいずれも、受講の申込みがあったときは、選考を行い、適当と認めるときは受講を許可するものとしている。

各研修科目における受講者決定の方法は表11のとおりであり、技術習得科目6科目中の5科目は、研修規則の規定に従って選考により受講を許可していたが、研修規則によらない手描友禅染技術講習会のみは、既修者の受講を前提として申込先着順で受講を許可していた。

講座科目は、3科目すべて申込先着順で受講を許可しており、西陣織物技術者研修及び染織デザインセミナーにおいては、研修科目設置の根拠である伝統産業技術者研修規則に沿って選考して受講者を決定していなかった。その理由としては、これらの科目が実習を伴わないことから、受講希望者の技術水準の確認が不要であること、募集定員が多数であり、かつ講義中心のため座席数の拡大が容易であることがあって、実情に見合った運用を行っていた。

(表 11) 受講者決定の方法 (平成 19 年度実施状況)

科目区分	研修科目名	選考	申込 先着順	備考 (根拠規則)
技術習得 科目	西陣織コース技術者研修	○	—	中小企業技術者研修規則
	染色コース技術者研修	○	—	〃
	短期コース (織物組織コース)	○	—	〃
	染織デザイン技術者研修	○	—	伝統産業技術者研修規則
	本友禅染 (手描) 技術者研修	○	—	〃
	手描友禅染技術講習会	—	○	根拠規則なし
講座科目	西陣織物技術者研修	—	○	伝統産業技術者研修規則
	染織デザインセミナー	—	○	〃
	きもの塾	—	○	根拠規則なし

e 選考による受講許可

表 12 のとおり、5つの研修科目においては応募者が、募集定員を超過しているか否かにかかわらず、選考を実施しており、応募者が募集定員を上回っている場合には、受入可能枠一杯まで受講者数を拡大して受講を許可している。

(表 12) 選考による受講許可の状況

(単位：人，%)

研修科目名	募集定員	応募者数 A	受講許可	
			許可数 B	許可率 B/A

西陣織コース技術者研修		15	22	15	68.2
染色コース技術者研修		15	15	15	100.0
短期コース（織物組織コース）		15	18	15	83.3
染織デザイン 技術者研修	基礎編	20	22	22	100.0
	創作編	10	13	13	100.0
本友禪染（手描）技術者研修		25	44	28	63.6
計		100	134	108	80.6

f 選考方法及び着眼点

選考方法は、役職者を含めた担当研究職員3人が選考者となり、受講の必要性や本人の意欲、修了の可能性などを総合して評価していた。

具体的には、受講申込書類の考査及び面接により、表13のとおり設定された5項目又は3項目の着眼点をもって採点し、選考者の合計評点で上位となる者を受講者として決定していた。

各着眼点における採点作業について見ると、本友禪染（手描）技術者研修を除いて採点の際の基準とすべき指針がなく、具体的な評価は選考者の任意の判断に任されていた。

（表13）選考時の着眼点

研修科目名	選考時の着眼点
西陣織コース技術者研修	①従事業種、②定着性、③受講条件の整備、④知識及び経験（以上各5点満点）、⑤受講の必要性（10点満点）
染色コース技術者研修	
短期コース（織物組織コース）	
染織デザイン技術者研修	①継続性、②活用度、③環境（各5点満点）
本友禪染（手描）技術者研修	①定着性、②技術力、③意匠力（各5点満点）

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(i) 意見

- a 研修制度の実施及び受講者募集について、広く中小企業事業者や伝統産業事業者に周知する必要があること、学生にも受講を認めている研修科目があることなどを踏まえ、ホームページにより、市民に分かりやす

い広報を積極的に行われたい。

- b 西陣織物技術者研修及び染織デザインセミナーについては、実習を伴わないこと等を理由として、申込先着順により受講者を決定しているが、両研修科目は伝統産業技術者研修規則を設置の根拠とするため、本来選考を実施して受講を許可すべきものであった。

効果的な研修のためには、現実的な制度の運用が必要になることもあり、研修規則を見直すなど、具体的に取り組まれない。

- c 選考による受講許可において、採点の際の基準とすべき指針を策定するなど、選考過程の透明性の向上のために具体的に取り組まれない。

ウ 研修の科目、講義内容及び水準は適切かつ最新であり、十分か。

(ア) 分析

a 研修科目の設定

これまで、科目の設定については、おおむね研修のプロジェクトリーダーを中心に担当者が論議し、研修科目の設定をしてきている。

研修科目は、制度創設以来染織業界の動向や関係者の意見を反映させて設置しており、更に各科目の講義及び実習の内容についても毎年、受講者のアンケート等を参考にして見直している。また、時宜に即して、研修科目内でIT関連などの項目を取り入れている。

b 研修日程

研修日程等の概要は、表14のとおりである。

研修の日程は、なるべく他の研修と日程が重ならないこと、年度内に修了できること、おおむね週2回までの実施とすることなどを考慮して設定している。また、染色コース技術者研修は、熱を大量に発生させる作業特性から夏期を避けて開講している。

研修日数は、1日から54日までと幅が広いが、技術習得科目が最低4日、最大54日であり、講座科目が1日又は2日である。

研修は、曜日としては火曜日から金曜日まで、時間帯は夜間の実施を中心としている。

開講曜日、時刻について、毎年、受講者との意見交換の場をもっているが、平日以外の開講要望はなく、研修開始時刻については、圧倒的に夜の開講希望が多い状況である。

(表 14) 研修日程等の概要

(単位：日，時間)

研修科目名	研修実施年月日・時刻	受講 日数	受講 時間 (実習)
西陣織コース技術者研修	19. 7. 3～20. 1. 25 (毎週火・金) 17:30～20:40	54	162(78)
染色コース技術者研修	19. 9. 4～19.12. 7 (毎週火・金) 17:30～20:40	27	81(27)
短期コース (織物組織コース)	20. 1. 22～20. 2. 29 (毎週火・金) 17:30～20:40	12	36(15)
西陣織物技術者研修	第95回 19. 6. 21(木), 19. 6. 28(木) 第96回 19. 9. 27(木), 19.10. 4(木) 第97回 19.11. 29(木), 19.12. 6(木) 第98回 20. 2. 28(木), 19. 3. 6(木) 各回 18:30～20:30	各 2	各 4
染織デザイン技術者研修	基礎編 19. 4. 18～19. 6. 8 (毎週水・金) 13:00～17:00	14	56(44)
	創作編 19. 6. 15～19. 7. 13 (毎週水・金) 13:00～17:00	8	32(32)
染織デザインセミナー	第1回 20. 1. 25(金) 13:30～16:30	1	3
	第2回 20. 2. 27(金) 14:00～16:00	1	2
本友禅染(手描) 技術者研修	19. 8. 24～19.11. 9 (毎週月・水・金) 18:00～21:00 (一部昼間)	29	87(87)
手描友禅染技術講習会	Aコース 20. 3. 11(火)～14(金) Bコース 20. 3. 17(火)～21(金) 連続4日 18:00～21:00	各 4	各 12 (12)
きもの塾	基礎コース 19. 7. 4(水) 8:40～17:00 19. 7. 5(木) 9:30～17:30	2	14
	中級コース 19.12.12(水) 9:00～17:00	1	7

注 受講時間・実習時間は端数を含まない実質時間である。また、実習時間は受講時間の内数である。

c 研修の水準

研修の目標とする水準は、研修期間や対象とする受講者の技術水準等に対応して、研修科目別に変化させている。

代表的な研修科目である西陣織コース技術者研修では、製造から販売までの知識を習得し、織物の企画開発設計が可能となるレベルを目指しており、この研修修了後、伝統工芸士の称号獲得を目指す修了者が多数ある。

また、染色コース技術者研修では、染色事業の各工程の必要性や実際の加工方法などを理解することを目標としている。

本友禪染（手描）技術者研修は、本友禪染が多くの工程に分かれており、受講者がすでにその一部に従事していることが多いため、友禪染全体の工程の理解を目標としている。

d 講師の選定

講師は、研修の有効性を高めるため、関連業界、各業種の協同組合等からの要望を取り入れて選定している。また、センター職員が講師となる研修科目においては、研修水準の維持向上を図るため、職員の配置や業務の分担に配慮している。（表 15）

また、本友禪染（手描）技術者研修は、企画段階から業界で組織する実行委員会の協力を得て実施しており、今後も協調を続ける予定である。

（表 15）講師の選定状況

（単位：人）

研修科目名	業界団体 役員	企業役員 ・従業員 ・作家	大学・高 校等教員	元本市 職員	本市職員
西陣織コース技術者研修	3	5	3	1	11
染色コース技術者研修	1	1	3	1	10
短期コース（織物組織コース）	2	—	1	—	6
西陣織物技術者研修	—	8	—	—	2
染織デザイン技術者研修	1	1	1	—	4
染織デザインセミナー	—	1	1	—	—
本友禪染（手描）技術者研修	—	10	—	—	4
手描友禪染技術講習会	—	1	—	—	—

きもの塾	基礎コース	—	—	—	—	6
	中級コース	1	—	—	—	2

e 研修の修了状況

受講者の修了率は、表 16 のとおりであり、技術習得科目においては修了まで長期の受講を要するものが多いが、修了率はおおむね近年 80 パーセント台後半から 100 パーセントまでと高率である。

わずかながら受講者が修了できない主な要因は、出張などの本人の業務上の都合で研修科目ごとに定める出席率が確保できないことであり、まれに学習意欲の喪失による例がある。

現在、修了に向けての支援となる補習などは行っていないが、履修が遅れがちになる受講者については、個別に講師等が指導を行っている。また、本友禅染（手描）技術者研修など制作課題のある研修科目では、実習を時間内に終えることができない受講者に対して、終了時間を延長して指導している。

また、講座科目については、1 回又は 2 回の出席で修了となるため、受講者のほとんどが修了となっている。

(表 16) 技術習得科目の修了率等

(単位：%，人)

研修科目名	年度（平成）						
	15	16	17	18	19		
					受講者数	修了者数	
西陣織コース技術者研修	100.0	93.3	86.7	93.3	93.3	15	14
染色コース技術者研修	100.0	93.3	86.7	88.2	93.3	15	14
短期コース (織物組織コース)	93.3	100.0	100.0	94.1	100.0	15	15
染織デザイン 技術者研修	64.3	88.9	93.8	95.0	81.8	22	18
				100.0	76.9	13	10
本友禅染（手描）技術者研修	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	28	28
手描友禅染技 術講習会	Aコース	100.0	100.0	100.0	100.0	16	16
	Bコース					16	16

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 人材や施設の活用などにより、効率的・効果的な運営が行われているか。

(ア) 分析

a 事業の収支

研修科目別の収支は、表 17 のとおりであり、事業収入はすべて受講者からの受講料であって、一般会計に諸収入として収入している。

歳出としては、産業観光費において物件費等の事業費を支出している。また、事業に従事する職員の人件費は総務費から支出している。事業費は529万円であり、職員人件費は6,221万円であって、職員人件費が事業費総額6,750万円の92.2パーセントを占めており、外部講師の人件費が事業費に含まれていることを考え合わせると、きわめて人件費率の高い事業である。

研修科目別に受講者1人当たりの事業経費を見ると、4,035円から120万6,745円までと大きな差がある。研修日程が長期間に及び、かつ受講者が少ない技術習得科目では平均51万8,021円と高額になっている。

事業費に対する収入の割合は37.2パーセントから72.0パーセントまでであり、全科目平均では50.7パーセントであるが、職員人件費を含めた事業経費に対する収入割合は全科目平均で4.0パーセントと低率である。

(表 17) 研修科目別収支の状況

(単位：千円，%)

研修科目名	事業収入 A	事業費 B	職員 人件費 C	事業 経費 D (B+C)	職員 人件費 率 (C/D)	対事業 収入割 合 (A/B)	対事業 経費収 入割合 (A/D)	受講者 1人 当たり 事業経 費
西陣織コース 技術者研修	450	801	17,299	18,101	95.6	56.1	2.5	1,206
染色コース 技術者研修	270	496	8,896	9,393	94.7	54.4	2.9	626

短期コース(織物 組織コース)	180	310	3,954	4,264	92.7	57.9	2.5	284
本友禪染(手描) 技術者研修	672	1,565	8,896	10,462	85.0	42.9	6.4	373
染織デザイン 技術者研修	394	827	9,391	10,218	91.9	47.6	3.9	276
手描友禪染 技術講習会	124	323	4,218	4,541	92.9	38.6	2.7	141
小計 (技術習得科目)	2,090	4,325	52,656	56,982	92.4	48.3	3.7	518
染織デザイン セミナー	52	139	444	584	76.1	37.2	8.9	7
西陣織物技術者 研修	204	283	543	827	65.7	72.0	24.7	4
きもの塾	338	546	8,564	9,111	94.0	61.9	3.7	123
小計 (講座科目)	594	969	9,553	10,522	90.8	61.3	5.6	29
合 計	2,685	5,295	62,210	67,505	92.2	50.7	4.0	143

b 受講料の推移

すべての研修科目について、主に実習材料等を賄うため、受講者から受講料を徴収しており、最近6年間の受講料等の推移は、表18のとおりである。

代表的な研修科目である西陣織コース技術者研修、染色コース技術者研修及び短期コースにおいては、発足当初から国の補助金制度が続いてきたことから、事業費の負担比率を本人、本市及び国でおおむね3分の1ずつとして受講料を決定してきた。平成15年度に外部の実習講師を職員に切り替えて大幅な事業費の節減を図り、受講料もおおむね半減させている。平成16年度で国の補助制度が廃止されたことから、以後本人の負担比率を引き上げ、平成19年度の本人負担比率は3科目共に53.6

パーセントであった。

現在、研修制度全体として、予算策定において本人負担比率をおおむね2分の1以上としていく方針を取っており、受講料の引き上げと事業費の節減により、全研修科目合計での本人負担比率は平成19年度には45.3パーセントとなっている。

(表18) 受講料等の推移 (予算額ベース)

(単位：円，%)

研修科目名	年度 (平成)						
	14	15	16	17	18	19	
西陣織コース技術者研修	43,300	18,800	20,300	25,000	→	30,000	
(本人負担比率)	(33.3)	(33.3)	(33.4)	(43.9)	(44.6)	(53.6)	
染色コース技術者研修	23,300	12,300	→	15,000	→	18,000	
(本人負担比率)	(33.4)	(33.4)	(33.4)	(45.5)	(44.6)	(53.6)	
短期 コース	織物組織	—	8,300	—	10,000	—	12,000
	I T染色	12,400	—	—	—	—	—
	染色基礎	—	—	8,300	—	12,000	—
	(本人負担比率)	(33.3)	(33.4)	(33.4)	(49.3)	(53.6)	(53.6)
本友禪染 (手描) 技術者研修	24,000	→	→	→	→	→	
染織デザイン 技術者研修	基礎編	15,500	→	→	→	→	12,000
	創作編		→	→	→	→	10,000
染織デザインセミナー	1,000	→	→	→	→	→	
西陣織物技術者研修	1,000	→	→	→	→	→	
手描友禪染技術講習会	2,600	→	→	→	3,900	→	
きもの塾	基礎コース	5,500	→	→	→	→	→
	中級コース	2,750	→	→	→	→	→
全研修科目計	(本人負担 比率)	(33.1)	(32.9)	(33.1)	(39.2)	(41.8)	(45.3)

注1 「→」は前年度と同額、「—」は非開講を示す。

注2 本人負担比率は、予算額での受講料収入の事業費（職員人件費を除く）に対する比率である。

c 受講料の決定

中小企業技術者研修規則においては、研修に必要な資料及び原材料に

係る費用を考慮して受講料を定めるものとし、伝統産業技術者研修規則においては、研修の実施に必要な費用の範囲内において定めるものとしている。

受講料は、金額を各研修科目の事業実施決定書において決定しているが、決定書を見ると、受講料算定の根拠はすべての研修科目で示されていないかった。

d 受講料の納付

いずれの研修規則においても、受講料は、最初の研修日までに納入しなければならないとしている。

ところが、研修規則に基づく研修科目である西陣織物技術者研修及び染織デザインセミナーについては、担当職員の時間外勤務の抑制や現金管理上の問題を回避することを理由として、受講申込と同時に受講料を納入することを募集案内に表示し、最初の研修日の2日前又は3日前に設定した受講申込締切日を受講料の納入期限としており、規定と異なる運用を行っていた。

また、手描友禅染技術講習会及びきもの塾については、研修規則に基づく研修科目ではないものの、最初の研修日の12日前から2日前までの期間に受講申込締切日を定め、これを納入期限としていた。(表19)

平成19年度においては、すべての科目において、遅滞なく受講料が納付されており、年度末における収入未済はなかった。

(表19) 受講料の納入期限を受講申込締切日としている研修科目

研修科目名	受講申込締切日	最初の研修日	
西陣織物技術者研修	第95回	19. 6. 18	19. 6. 21
	第96回	19. 9. 25	19. 9. 27
	第97回	19. 11. 26	19. 11. 29
	第98回	20. 2. 26	20. 2. 28
染織デザインセミナー	20. 2. 25	20. 2. 27	
手描友禅染技術講習会	Aコース	20. 3. 5	20. 3. 11
	Bコース	20. 3. 5	20. 3. 17
きもの塾	基礎コース	19. 7. 2	19. 7. 4
	中級コース	19. 12. 7	19. 12. 12

e 賛助金及び諸経費

西陣織コース技術者研修，染色コース技術者研修及び短期コース（織物組織コース）の3つの研修科目においては，表 20 のとおりの賛助金及び諸経費（以下「賛助金等」という。）として，受講者1人当たり3,000円から8,000円を徴収していた。また，募集案内においても，賛助金等を受講申込における主要項目として記載していた。

賛助金等は，センター内に事務局を置く任意団体である京都市染織試験場運営協力会（以下「協力会」という。）に収入されており，協力会は開講式，修了式及び修了式後の意見交換会に関する経費等を負担していた。

しかし，事業実施決定においては，上記研修は本市の単独主催としており，協力会の賛助金等の徴収や開講式等における経費支出について明確な位置付けをしておらず，賛助金等を募集案内に記載したことは不適切であった。

なお，賛助金等については，負担区分の見直しと徴収金額の改正を行った結果，平成20年度には修了記念品及び修了式後の意見交換会の茶菓料に充てる一律2,000円のみを徴収しており，平成21年度にはこれも廃止する予定である。

(表 20) 賛助金等（平成19年度，受講者1人当たり）

(単位：円)

研修科目名	賛助金・諸経費	備考（受講料）
西陣織コース技術者研修	8,000（賛助金）	30,000
染色コース技術者研修	5,000（賛助金）	18,000
短期コース（織物組織コース）	3,000（諸経費）	12,000

f 経費支出

事業費の支出科目は表 21 のとおりであり，講師謝金，実習材料の購入などに充てている報償費及び需用費が全体の93.6パーセントを占めており，そのほか備品購入費，委託料，役務費がある。

(表 21) 事業費の支出科目別内訳等

(単位：千円，%)

支出科目	中小企業 技術者研修費	技術指導費	計	構成比
報償費	1,945	208	2,153	40.7
需用費	2,360	440	2,800	52.9
役務費	22	—	22	0.4
委託料	50	40	90	1.7
備品購入費	47	181	228	4.3
計	4,425	869	5,295	100.0

g 職員の従事状況

研修事業の実施においてセンター職員は、研修科目ごとにプロジェクトリーダーを中心に企画立案、講師選定、受講料徴収、研修指導など、事業のすべてに関わっている。また、とりわけ実習においては、研究職職員が講師及び指導者を務めることが多く、研修実施の中心的な役割を担っている。

h センター施設及び設備の使用状況

講座科目も含め、研修は原則としてセンターの施設内で実施しており、すべての研修科目で講義室、実習室、試作室等のセンター本館を使用しており、西陣織コース技術者研修、染色コース技術者研修、短期コース（織物組織コース）の3研修科目では、これに加えて研究棟の実験室、試験室等を使用している。

研修に使用している設備については、ほとんどが研究用のものを一時利用する形となっており、研究設備の更新が遅れていることを反映して織機、蒸し箱等、設備全般について、老朽化が進んでいる。また、昭和30年代に導入された乾燥機や熱処理機などは、温度制御に難点のある旧型であり、研修に使用する設備として不適切となっているものがある。

i 外部団体等との連携

研修制度全般の実施において、関連業界など外部の団体等との連携を密にしており、受講者の募集において周知、受講勧奨を依頼するとともに、講師の選定に当たって必要な場合は推薦を依頼している。

現在、民間には文化教室的な事業があるものの、職業人の技術者研修

としての研修事業を実施している団体はなく、今後も実施の可能性が低いことから、研修事業における関連業界団体との連携は続くものと考えられる。

j 今後の研修事業の実施方針

センターは平成22年10月に移転する予定であるため、内外の条件の変化を踏まえ、効果的かつ効率的な研修が実施できる体制を整備する必要がある。

平成19年10月に策定した京都市産業技術研究所整備基本計画では、研修制度について、伝統産業技術後継者及び実務者に対する研修の再構築として、業界ニーズを踏まえ、基礎・中級・上級コースに区分し、内容の明確化と充実を図るとともに、受講者に理解しやすい研修に再構築するとしている。

また、中小企業技術者研修ではデザイン開発研修（仮称）の開設を新たに行うものとしている。（表22）

なお、繊維産業に対する技術指導等の体制整備として、後継者育成等の研修事業の地元での開催を検討するとしており、この方針で調整を進めている。

（表22）移転に伴い新設・改編が予定される研修科目

注 コース名、定員等は京都市産業技術研究所整備基本計画資料による。

コース名（仮称）		定員，研修期間等	
伝統産業 技術後継者 育成研修	西陣織	基礎コース	15人，6箇月
		上級コース	15人，1箇月，隔年実施
	染色	基礎コース	15人，1箇月，隔年実施
		中級コース	15人，3箇月
	本友禅 (手描)	基礎コース	25人，4箇月
		上級コース	24人，4日，2コース
意匠・図案技術コース		10～15人，3箇月，図案描写の技術に特化	
中小企業 技術者研修	デザイン開発研修	6～10人，6又は12箇月	

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

a 受講料の決定に当たって、決定書に算定根拠が示されていなかった
ので、研修規則の規定に従って、決定書に算定根拠を示されたい。

b 講座科目は、研修日程が1日又は2日であるが、講座科目の受講申
込及び受講料の納入について、研修日以前にセンターに直接持参する
ことを条件としているため、受講希望者は事前にセンターに来所する
ことが必要となっている。

染織デザインセミナー及び西陣織物技術者研修の受講料納入が、研
修規則では最初の研修日までと規定されていることも考え合わせ、受
講希望者の利便を図るため、講座科目について、郵送による申込や最
初の研修日当日までの受講料納入を可能とするよう、具体的に取り組
まれたい。

オ 後継者の育成に成果はあがっているか。

(ア) 分析

a 染織業界の状況と研修制度の位置付け

現在、本市の伝統産業である和装関連の染織産業は、家内工業的な零
細企業が多く、業種としても縮小傾向が続いているため、企業内はもち
ろん、関連業界団体レベルでも、後継者や従業者に対する基礎的な研修
ができる状況でない。以前に存在した職業訓練校も長期間休校状態であ
り、今後の復活も困難な状況である。

そのため、現在体系的で事業に有効な知識及び技術を習得できる場と
しては、センターの研修制度以外になく、とりわけ技術習得科目は、中
長期的に業界存続のための重要な意義を持つものとなっている。

b 知識移入及び異業種との交流

伝統産業を活性化し、今後とも存続させていくには、次世代の経営者
及び従業者が、ビジネス上の知識やマーケティング戦略など、幅広い知
識を習得する必要がある。講座科目を中心として、本研修制度は、情報
交換が業界内部にとどまりがちな伝統産業において、業界外部への窓口
の役割を果たしている。

また、技術習得科目においては、第一線で活躍中の作家や先進技術者による指導を直接受けられることで、受講者の意欲を高めている。

更に研修制度は、企業者間及び異業種間での交流を講師と受講者、受講者同士の間で生み出すことで、事業のマッチングや協働化など、新たな事業展開の可能性をもたらす場となっている。

c 研修修了者の状況

中小企業技術者研修は昭和 39 年度の開設以来 2,177 人、伝統産業技術者研修は昭和 31 年度の開設以来 9,981 人の修了者を輩出しており、京都の染織関連業界の後継者育成に大きな役割を果たしてきている。

近年の受講者の年齢構成について見ると、研修科目によって差があるものの、西陣織関連で 30 歳前後、染色関連で 20 歳台と比較的若い年齢層が多くなっており、後継者育成機関としての役割を果たしている。また、本友禅染（手描）技術者研修では、今後の従業者になりうる層として学生も加わっている。

人材育成の実績としては、染織業界の各協同組合の理事長等役員の半数以上が本研修制度の修了者であり、比較的事業規模の大きい市内染織企業のトップクラスにも修了者が数多く在籍している。

また、修了者の中には染織業界で新分野を開拓確立して伝統産業の維持発展に寄与した人があり、最新の技術を駆使した新たな挑戦をする人もあって、多数の修了者が多彩に活躍している。

明確な集計はないが、染織分野の伝統工芸士や各種顕彰制度の受賞者には多くの修了者が含まれている。

d 研修修了後の技術水準の向上

センターに事務局を置く組織として、3つの研究会があり、センターとしてもこれを支援しており、修了者もこれに加わって研究活動を行っている。

また、本友禅染（手描）技術者研修には、修了者の同窓会組織「虹彩会」があり、本市からの補助金を受け、現在5つのグループが作品展などの活動を行っており、平成 18 年度の本研修 40 周年記念事業でもセンターに全面的に協力し、京都市勧業館（みやこめッセ）で記念作品展を実施した。（表 23）

(表 23) 研修修了者が参加する研究会及び同窓会組織

組織名	会員数	平成 19 年度事業実績
京都染色研究会	24 社	機関誌「染色研究」発行（4回，年度 1,200 部） 研究会 10 回，見学会 1 回
京染・精練染色研究会	203 人	機関誌「京染と精練染色」発行（4回，年度 1,600 部） 研究会 3 回，見学会 2 回
西陣織物研究会	115 人	機関誌「おりもの」発行（3回，年度 690 部） 研究例会 6 回，見学会 2 回
虹彩会 （本友禪染（手描） 技術者研修同窓会）	約 1,200 人	会報送付（3回），総会 1 回，5 グループで作品展活動 研修修了者，講師，実行委員すべてが会員

e 事業の評価

研修制度の事業の成果について，事務事業評価では，その業績評価の目標達成度を測る指標として受講者数を採用しており，平成 20 年度実施の評価では，平成 19 年度の実績により，受講者数の増加をもって「かなり良い」とし，この評価は3年連続している。

また，センターでは受講者からアンケートを取り，業界団体や企業から研修事業について意見を随時聴取しており，いずれも，おおむね良好との感触を得ている。

ただし，研修制度が本市の染織業界にどの程度の効果を生み出しているか，指標や客観的な分析に基づいた評価は，これまで行ってきていない状況である。

以上の分析に基づき，以下のとおり，意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

本研修制度は，長年の歴史の中で多数の優秀な修了者を輩出してきたが，中長期の成果が明瞭となりにくい事業分野であることに留意し，京都市産業技術研究所の整備及び研修事業の再編を契機として，これまでの事業の成果を調査し，数値的な指標や客観的な分析を踏まえ，更に効率的，効果的な事業となるよう，努められたい。

第3 夏季歳末特別生活資金貸付（保健福祉局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画

第1章 安らぎのある暮らし

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
住み慣れた地域のなかで支え合い安心してくらすしくみづくり	災害見舞金, 災害弔慰金支給	保健福祉局保健福祉部 保健福祉総務課	
	サービスアセスメント事業	保健福祉局保健福祉部 保健福祉総務課	
	社会福祉協議会助成	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	区ボランティアセンター運営	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	ボランティア活動推進助成	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	福祉地区対策事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	夏季歳末特別生活資金貸付	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	○
	京都社会福祉会館運営補助	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	ホームレス緊急福祉対策	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	地域福祉権利擁護事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	戦争犠牲者援護事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
	戦没者追悼式	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	

高校生奨学金（教育扶助資金）	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
内職授産事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
民生委員・児童委員活動費	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
中国語通訳者派遣事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
生活保護就労支援事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
水洗便所設置助成金	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
修学旅行援助金	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
外国人教育扶助	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
京都市ボランティアセンター	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
宿泊等援助事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
小規模共同生活支援事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
地域福祉推進事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
ホームレス法律相談事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
ホームレス自立生活支援員派遣事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
ホームレス自立支援センター事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	
要保護者緊急援護資金貸付事業	保健福祉局生活福祉部 地域福祉課	

	精神保健福祉ボランティア 連絡協議会	保健福祉局こころの 健康増進センター	
--	-----------------------	-----------------------	--

2 事務事業の概要

事務事業名		夏季歳末特別生活資金貸付
全体計画		<p>失業、不測の事故等により、一時的にお盆（夏季）又は年越し（歳末）の生活に困窮する世帯の生活相談に応じ、必要な世帯に資金の貸付を行い、市民生活の安定と向上を図る。</p> <p>歳末貸付は昭和 42 年度から、夏季貸付は昭和 55 年度から実施している。</p>
平成 19 年度	当初予算	163,504,000 円
	決算	139,665,038 円
平成 19 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施時期 年 2 回 夏季貸付 受付 平成 19 年 7 月 10 日（火）～13 日（金） 資金貸付日 平成 19 年 7 月 20 日（金） 歳末貸付 受付 平成 19 年 12 月 11 日（火）～17 日（月） 資金貸付日 平成 19 年 12 月 21 日（金） ○ 貸付限度額等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 世帯当たり 150,000 円（世帯員 1 人当たりの貸付金額の目安は 30,000 円） ・ 無担保、無利子及び無保証人 ○ 実施場所 貸付事務 各区役所・支所福祉部福祉介護課 京北出張所福祉担当
平成 19 年度局運営方針での位置付け		<p>平成 19 年度保健福祉局重点方針</p> <p>3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、「協働」して「地域福祉」を推進します。</p>

3 監査の着眼点

- (1) 上位施策に沿って事業が行われているか。
- (2) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (3) 貸付事務が適切に行われているか。
- (4) 債権管理が効果的に行われているか。
- (5) 市民への広報が適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 当初の返済期限内での償還が見込めない場合の償還期間の延長については、期間延長承認申請書を受理し、必要な手続きを欠くことのないよう改めるべきもの
- (イ) 所在不明となっている滞納者に対し、自治令第 171 条の 5 による徴収停止を行うことにより、効率的な債権管理を行うべきもの
- (ウ) 回収に困難を伴う債権ではあるが、負担の公平性の観点から、債権回収について最大限の努力を続けるべきもの
なお、可能な限りの徴収の手段を尽くしても回収不能な債権の取扱いについて、対処方法を検討すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 上位施策に沿って事業が行われているか。

(ア) 分析

a 事業の成り立ち

夏季歳末特別生活資金貸付（以下「夏季歳末貸付」という。）は、失業や不測の事故等により、一時的にお盆（夏季）又は年越し（歳末）の生活に困窮する世帯の生活相談に応じるとともに、必要と認められる世帯に生活資金の貸付を行い、市民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、昭和 42 年に無利子、無担保及び無保証人の貸付制度として開始された。

b 上位施策に照らした検証

現在では、低所得者向けに貸付対象を限定し、一時的な資金調達手段がない市民の生活を支援する制度として、その後に策定された上位施策である京都市基本計画の中の「住み慣れた地域のなかで、支え合い安心してらせるしくみづくり」の具体化を図る制度の一つとして位置付けられている。

以上のことを平成 19 年度夏季歳末貸付における統計を基に検証すると、次のとおりである。

夏季歳末貸付の貸付世帯を収入別に分類すると、表 24 のとおり、主に生活保護基準の 1.5 倍以内の収入の世帯に貸し付けられており、低所得者向けに対象を限定しているといえる。

(表 24) 平成 19 年度夏季歳末貸付 収入別分類

(単位：%)

収入階層 (对生活保護基準)	1.5 倍以内	1.5 倍超 2 倍以内	2 倍超 3 倍未満	3 倍以上
夏 季	92.4	6.7	1.0	—
歳 末	91.3	6.9	1.6	—
平 均	91.7	6.8	1.4	—

また、夏季歳末貸付の貸付世帯を貸付理由別に分類すると表 25 のとおり、年中行事として出費を伴う機会の多いお盆や年越しの一時的な資金調達のために貸付を受けている世帯が 92.3 パーセントであることから、夏季歳末貸付は、日常生活を健やかに送ることに役立っているといえる。

(表 25) 平成 19 年度夏季歳末貸付 貸付理由別分類

(単位：%)

区 分	盆又は越年のための一時的なもの	生活費	医療費	その他
夏 季	82.5	10.8	4.2	2.5
歳 末	96.8	2.0	0.5	0.7
平 均	92.3	4.8	1.7	1.3

なお、過去 10 年間の貸付件数等の推移をみると、景気の安定を反映し、

表 26 のとおり相談件数、貸付件数及び貸付金額について、いずれも減少傾向にあった。しかし、事務事業評価において、低所得者の生活状況は更に厳しさを増しているため、継続して実施すべき事業としているように、平成19年秋以降の景気悪化の影響を受け、平成20年度は相談件数、貸付件数及び貸付金額のいずれもが増加傾向にある。

夏季歳末貸付は上位施策である「住み慣れた地域の中で支え合い安心して暮らせるしくみづくり」を具体化していくうえで、セーフティネットの一部を構成している事業として、低所得世帯の暮らしを支えるという意義を依然として有している。

(表 26) 相談件数、貸付件数及び貸付金額の推移

(単位：件、千円)

区分	年度（平成）									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
相談 件数	2,784	2,711	2,849	2,739	2,635	2,189	1,980	2,005	1,750	2,190
貸付 件数	2,626	2,536	2,685	2,543	2,445	2,062	1,894	1,931	1,679	2,129
貸付 金額	251,569	242,630	248,880	227,966	205,656	170,736	153,382	154,781	128,284	159,801

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

夏季歳末貸付を事務の流れに従って見ると、以下のとおりである。

a 貸付事務

貸付事務は、「京都市夏季歳末特別生活相談及び特別生活資金貸付要綱」（以下「夏季歳末貸付要綱」という。）に従って行われている。

b 調定及び収納事務

償還金の調定は、自治令第 154 条に基づき行っており、納入通知は、自治法第 231 条、自治令第 154 条第 3 項及び京都市会計規則（以下「会

計規則」という。)第 27 条に基づき納入義務者である借受人に郵送している。

納入の方法は、原則として、指定金融機関に借受人が償還金を直接納付することとしているが、滞納があつた場合は、夏季歳末特別生活資金貸付徴収嘱託員(以下「徴収嘱託員」という。)による現金での徴収方法も採っている。

徴収嘱託員は、会計規則により収納事務を行っている。

c 債権管理事務

債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権と、私法上の原因に基づいて発生する債権(以下「私債権」という。)に区分されるが、夏季歳末貸付における債権は民法上の金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権である。

私債権の管理は、自治法第 240 条第 2 項において、政令に定めるところにより督促等必要な措置をとらなければならないと規定されている。夏季歳末貸付においても、債権が履行遅滞に陥つた場合には、自治令第 171 条に基づいて督促が実施されている。

d 不納欠損処理

私債権は民法第 167 条では、10 年で消滅すると規定され、消滅時効の効力が生じるには、更に時効の援用が必要であるとされている。

不納欠損処理は、既に調定された歳入が徴収できなくなったことを表示する決算上の取扱いである。夏季歳末貸付における債権について不納欠損処理が必要な場合は、債務者が破産免責を受けたとき及び債務者から時効の援用があつたときである。

夏季歳末貸付においては、平成 19 年度に不納欠損処理をした債権があつたが、すべて破産免責を受けたことを確認し、徴収不能であることが認められたため処理を行っており、時効の援用により債権を消滅させた事例はなかった。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 貸付事務が適切に行われているか。

(ア) 分析

夏季歳末貸付の貸付事務は、次の基準によって運用されているが、この

基準に沿って右京区における事例を検証してみると以下のとおりである。

a 夏季歳末貸付要綱等による基準

(a) 貸付対象

- ・ 京都市に居住している世帯
- ・ 特に生活が困窮している世帯（原則、世帯の合計収入が生活保護基準の 1.5 倍以内、生計中心者の失業、不測の事故等によって、お盆又は年越しの生活の維持に支障がある世帯）
- ・ 上記世帯のうち、ボーナス等の臨時収入のある世帯、他の貸付金を受けられることができる世帯、生活保護法による被保護世帯、以前に夏季歳末貸付を受け償還額が既貸付額の 80 パーセントに満たない世帯又は償還能力に欠けると認められる世帯には貸付けを行わない。

(b) 本人確認等

貸付の申請内容は健康保険証等、住所地と本人であることが確認できるものの提示により確認する。確認事項が書類で確認できない場合は、住民基本台帳の閲覧等の方法により確認する。

世帯状況や困窮の状態等は、本人の申告によるほか、必要に応じて民生委員の意見を聴取する等の方法により確認する。

(c) 貸付決定

貸付の決定に当たっては、取扱いに格差が生じないように、福祉部内の判定会議を開催し決定する。貸付限度額は 1 世帯当たり 15 万円以内（世帯員 1 人当たりの貸付額は 3 万円以内とする。ただし、貸付世帯の困窮状況に応じて、世帯員 1 人当たりの貸付額を増額する場合がある。）とする。

b 右京区における事例による検証

(a) 貸付対象

右京区の平成 19 年度夏季歳末貸付の貸付対象である 219 世帯のうち 202 世帯は生活保護基準の 1.5 倍以内の収入であり、ボーナス等の臨時収入のある世帯はなかった。また、平成 19 年度夏季貸付においては、以前に貸付のあった世帯は 43 世帯で、全体の 61.4 パーセントであり、平成 19 年度歳末貸付においては、以前に貸付のあった世帯は 102 世帯であり、全体の 68.5 パーセントであった。それらの世帯についてはす

べて、貸付の条件である、償還額が既貸付額の80パーセント以上であることを確認していた。

(b) 本人確認等

右京区の平成19年度夏季歳末貸付の貸付対象については、住所を、健康保険証、免許証、又は住民基本台帳により確認していた。世帯状況や困窮の状態等は、本人の申告によるものとしていた。

(c) 貸付決定

右京区の平成19年度夏季貸付では、申請のあった76世帯のうち、貸付70世帯、却下2世帯（世帯主の妻にボーナスがあったもの、以前の貸付け分の償還率が80パーセント未満だったもの）、辞退4世帯であった。また、平成19年度歳末貸付では、申請世帯153世帯のうち、貸付149世帯、却下3世帯（生活保護受給中であつたもの、以前の貸付け分の償還率が80パーセント未満だったもの、他区に在住していたもの）、辞退1世帯であった。

すべての貸付申請について、福祉部内の判定会議で適否を決定していた。また、却下は、夏季歳末貸付要綱に照らして対象範囲外と判定された場合に行っており、却下についての通知文を郵送していた。

また、1人当たり3万円を超えて最高5万円まで貸付けている世帯が、平成19年度夏季貸付では33世帯、歳末貸付では53世帯あった。貸付額の増額の決定に当たっては、困窮状況にあると認めた世帯に対してのみ、判定会議を経たうえで適切に決定していた。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 債権管理が効果的に行われているか。

(ア) 分析

a 夏季歳末貸付における未収金の状況

夏季歳末貸付の未収金は、平成19年度では、表27のとおり、6億3,835万円と多額になっている。現年度の償還率についても、表28のとおり、前年度に比べて0.6ポイント下降し、72.3パーセントにとどまっている。厳しい財政状況の下、財源の確保と負担の公平の観点から、未収金を減少させることの重要性は更に増しており、償還可能な世帯については、分割償還等の指導によって着実な償還率の向上を図る必要がある。

(表 27) 夏季歳末貸付に係る未収金の件数及び金額

(単位：件，千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
件 数	74,780	80,697	85,297	83,824	84,113
金 額	635,445	648,052	616,272	637,815	638,350

(表 28) 夏季歳末貸付に係る償還率

(単位：%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
現 年 度	61.2	64.0	68.5	72.9	72.3
過 年 度	5.5	4.9	5.7	6.0	5.3

b 夏季歳末貸付に係る債権管理事務の流れ

夏季歳末貸付においては、借受人の住所、氏名、貸付金の償還計画等を電算処理により管理し、誤りがないか確認した後、納付書を発送している。また、貸付台帳は、貸付時期ごとに個人別に管理している。貸付金の償還状況についても、納入を確認後、貸付台帳に記載しており、当初の返済予定どおりに償還された場合は、最終月の償還金の納入を確認して完納である旨を貸付台帳に記載して終了している。

償還が滞った場合は、次のとおりの流れとなる。

区役所・支所における債権管理事務に加え、徴収事務を担当する徴収嘱託員を平成 17 年 3 月から全市で 2 名配置し、1 人に 7 区役所・支所を担当させ、初回の償還を行わない者に対しては、電話での償還指導を行い、それでもなお納付しない者に対しては催告文書の送付、電話及び戸別訪問により償還指導、徴収を実施している。

(a) 督促事務

全借受人のデータから、5 月と 10 月に、それぞれの直前 6 箇月間に一度も償還をしていない借受人に対して、各区役所・支所の職員が督

督促状を一斉送付している。全市では5月に約7,700通、10月に約7,900通を発送している。督促状を発送することにより償還を促すとともに、本市は債権者として債務者に明確な請求の意思表示を行うものである。

(b) 償還指導及び徴収業務

督促しても支払いがなく、かつ、何の連絡もない場合は、徴収嘱託員が電話や訪問等による償還指導を行い、借受人からの問い合わせや償還事務に関わる具体的な指導は区役所・支所の職員が行っている。

徴収嘱託員は、徴収対象者として、年度前半については、直近の過年度（前年度）分の未納者、年度後半については、現年度の未納者のうち一度も償還していない者や直近の3箇月間に一度も償還していない者を抽出し、徴収対象者ごとに調査票を作成し、電話や訪問等により償還指導及び徴収業務を実施している。

なお、債権管理の原則からすれば、償還指導を行ったにもかかわらず、弁済に至らない場合は、法的措置を執らなければならないが、夏季歳末貸付においては、少額債権のため差押え等の法的措置になじみにくい面があるので行っていなかった。

c 右京区における事例による検証

(a) 督促事務

右京区においては、納付書発送事務は適切に行われており、また、貸付台帳は、貸付時期ごとに個人別に適正に管理されていた。督促状については5月に約1,000通、10月に約1,000通を発送し、償還が滞っている世帯に対して償還を促しており、おおむね適正に執行されていたが、督促状が転居先不明により到達しない場合に、実態調査等を行わないまま、督促状の発送を繰り返している事例があった。

貸付時に、住所変更等をした場合は変更の届出を義務付けているが、督促状等が転居先不明により到達しない場合は、住所登録の確認や現地確認等の実態調査により所在の把握をしたうえで再発送し、督促を有効なものにする必要がある。

なお、実態調査等を十分に行ったにもかかわらず、事実上徴収することができなくなった場合には、自治令第171条の5による徴収停止を行うことにより、以後当該債権の徴収をしないことができることと

されているが、この処理を行っていなかった。

(b) 償還指導及び徴収業務

右京区における平成 19 年度の償還指導及び徴収業務の状況を見てみると、徴収対象者 74 名を新たに抽出し、1 名の徴収嘱託員が、電話による償還指導、納付交渉を 291 回行うとともに、必要に応じて、訪問あるいは来所を促しての面談を実施しており、おおむね適正に執行されていたが、徴収困難な状態に陥っている借受人に対する自治令第 171 条の 6 による履行延期の措置手続に、厳密性を欠く次のような取扱いがあった。

貸付金に係る履行延期の措置手続については、夏季歳末貸付要綱において福祉部長の権限により行うこととされているが、過年度の未償還金に係る償還期間の延長申請について、期間延長承認申請書を正式に受理することなく、償還期間の延長を認めていた事例があった。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 当初の返済期限内での償還が見込めない場合の償還期間の延長については、延長を申請しようとする者から期間延長承認申請書の提出を求めるよう、夏季歳末貸付要綱等に規定されている。

しかし、期間延長承認申請書を受理することなく、償還期間の延長を認めている事例があった。償還期間の延長は、本市の債権に係る重要な変更事項であり、債務者が無資力又はこれに近い状態であるときや、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき等にのみ認められるものである。

期間延長承認を行う場合は期間延長承認申請書を受理し、必要な手続きを欠くことのないよう改められたい。

- b 所在不明となっている滞納者に対し、現地確認等の実態調査をすることなく、放置している事例があった。

今後、所在不明の者については、債権管理に要するコストや対処方法を検討したうえで、自治令第 171 条の 5 による徴収停止を行うことによ

り、債権の徴収の可否を明確にするなど、効率的な債権管理を行われたい。

- c 夏季歳末貸付制度は、低所得者を貸付対象とする、無担保、無利子及び無保証人という特色を持つ、セーフティーネットの一部に位置付けられる福祉制度である。この制度の特性と、法的措置になじみにくい、15万円以下という少額債権であることをかんがみると、回収に困難を伴う債権ではあるが、負担の公平性の観点から、債権回収については滞納者に厳正に対処し、収入の確保に向けた最大限の努力を続けられたい。

なお、可能な限りの徴収の手段を尽くしても回収不能な債権の取扱いについては、効率的、効果的な債権管理のため、対処方法を検討されたい。

オ 市民への広報が適切に行われているか。

(ア) 分析

- a 平成19年度夏季歳末貸付

貸付実施日 (夏季貸付 平成19年7月20日)

(歳末貸付 平成19年12月21日)

周知のために行った取組は次のとおりである。

- (a) 広報発表

(夏季貸付 平成19年6月6日)

(歳末貸付 平成19年11月6日)

- (b) 局ホームページへの掲載

(夏季貸付 平成19年6月6日掲載、「福祉と保健」欄にて)

(歳末貸付 平成19年11月6日掲載、「福祉と保健」欄にて)

- (c) 市役所及び各区役所・支所におけるポスター掲示

(夏季貸付 平成19年7月1日から)

(歳末貸付 平成19年12月1日から)

- (d) 市民しんぶんへの掲載

(夏季貸付 全市版平成19年度7月1日号掲載)

(歳末貸付 全市版平成19年度12月1日号掲載)

- (e) 民生児童委員連盟の全市総会において民生委員に周知 (広報資料配布)

(夏季貸付 平成19年6月14日)

(歳末貸付 平成19年11月8日)

その他、各区民生児童委員会会長会で、各区の福祉介護課長から民生委員に周知している。

- b この貸付制度は、福祉制度であるため、景気の動向に大きな影響を受ける側面があり、平成19年度夏季歳末貸付の貸付相談件数は、1,750件と平成18年度の貸付相談件数2,005件より255件減少していたが、平成20年度については、景気の悪化を受けて前年度に比べ440件増加し2,190件となっている。
- c 本制度については再利用者も多数あるが、今後景気の早急な回復が望めない中、新たに貸付を必要とする世帯も増えてくると考えられることから、一般的な周知、広報以外に、セーフティネットの制度の一つとして、よりきめ細やかな制度周知が望まれる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第4 火災予防活動対策（消防局）

1 事務事業の体系

第1章 安らぎのある暮らし

第2節 だれもが安心してくらせるまち

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に強い組織づくり	京都市災害ボランティアセンターの運営	文化市民局市民生活部 地域づくり推進課	
	消防活動対策	消防局警防部 消防救助課	
	火災予防活動対策	消防局予防部	○
	文化財防火対策	消防局予防部	
	消防団管理	消防局総務部庶務課	
	消防団活動	消防局総務部庶務課	
	消防団運営	消防局総務部庶務課	

消防団施設補助	消防局総務部庶務課	
自主防災組織の災害対応力の充実	消防局安全救急部 市民安全課	
消防自動車整備	消防局総務部施設課	
消防機材等整備	消防局安全救急部 情報通信課	
庁舎施設等整備	消防局総務部施設課	
消防団活動連絡体制整備	消防局総務部庶務課	

2 事務事業の概要

事務事業名		火災予防活動対策
全体計画		<p>火災件数及びり災者の減少並びに火災予防のため、以下の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放火防止, 住宅防火対策等の広報及び啓発並びに関係機関等への情報提供及び連携を行うなど火災予防対策を推進する。 2 住宅用火災警報器の設置を促進する。 3 事業所の防火安全対策の推進とともに, 違反是正のため厳正かつ的確な処理を実施し, 違反の早期解消を図る。
平成 19 年度	当初予算	84, 530, 000 円
	決算	66, 129, 002 円
平成 19 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災件数 220 件の実現に向けた取組の推進 事業項目 <ul style="list-style-type: none"> ・火災件数 220 件の実現に向けた第 3 期取組の推進 ・放火火災防止対策の推進 ・火災予防に連動した火災調査体制の強化 ○ 住宅用火災警報器の設置促進と焼死者防止対策 事業項目 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置促進 ・高齢者等の防火安全対策の推進 ○ 事業所の防火安全対策の推進

	事業項目 ・カラオケ類似店舗をはじめとした事業所の消防法令違反是正 ・グループホーム等の社会福祉施設への指導
平成 19 年度局運営方針での位置付け	重点方針 1 住宅用火災警報器の設置促進をはじめとする火災予防対策の推進

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 年間火災件数の減少に向けた取組は効果的に行われているか。
- (3) 住宅用火災警報器の設置促進は効果的かつ効率的に行われているか。
- (4) 事業所の防火安全対策の推進は適切に行われているか。
- (5) 火災予防に関する広報は効果的に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 住宅用火災警報器の設置促進について、すべての住宅に法定期限内に設置されるよう指導すべきもの
- (イ) 事業所における消防法令等違反に対し、防火安全対策の徹底に取り組むべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

a 火災件数 220 件の実現に向けた取組の推進

火災件数 220 件の実現に向けた取組は、平成 13 年 1 月に策定された京都市基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき本市独自に推進しているものであり、的を絞った訪問防火指導の実施などの取組事項は、消防法及び京都市火災予防条例等に基づき実施している。

b 住宅用火災警報器設置促進と焼死者防止対策

住宅用火災警報器については、平成 16 年 6 月に消防法第 9 条の 2 及び同法施行令第 5 条の 6、同条の 7 等が改正され、設置することが義務付けられた。本市では、平成 17 年 11 月に京都市火災予防条例及び京都市火災予防規程等を改正し、それらの規定に基づき住宅用火災警報器の設置促進に取り組んでいる。

c 事業所の防火安全対策の推進

(a) 消防法令違反是正

事業所等の立ち入り調査については、消防法第 4 条及び第 16 条の 5 に基づき実施しており、平成 13 年の新宿歌舞伎町のビル火災以降の消防法令違反に対する是正指導を強化する全国的な流れを受けて、平成 18 年度及び平成 19 年度は、定期的に査察を実施する従来の査察基準ではなく、事業所の用途、規模等により対象を定めた査察方針に基づき、集中的な査察及び違反是正指導に取り組んでいる。

そのうえで、平成 20 年 3 月には、消防法令違反に対する是正指導の重点化など、社会の要請に即応できる体制を確保するため京都市火災予防規程、京都市消防局査察業務に関する処理要領等を改正している。

(b) 消防法施行令の一部改正に伴うグループホーム等の社会福祉施設への指導

平成 19 年 6 月 13 日付け「認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策のための消防法施行令等の一部改正」に基づき、設備等の期限内の改善に向けて指導等に取り組んでいる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 年間火災件数の減少に向けた取組は効果的に行われているか。

(ア) 分析

基本計画では、平成 22 年までに、年間火災件数を過去最も少なかった 1980 年代（昭和 55 年から平成元年まで）の平均件数である 220 件にまで減少させるという目標を掲げている。これは平成 8 年から平成 12 年までの年間火災件数の平均 330 件を平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間で 110 件、約 3 割減少させるというものである。

取組に当たっては、集中的な取組を展開するため、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間で 4 期に区分し、平成 19 年は、平成 18 年から平成 20

年までの第3期の取組と位置付けて取り組んでいる。

また、平成15年12月26日付け局通達「火災件数220件の達成に向けて」において、消防署ごとに火災件数の目標を設定し、各消防署は、この目標の達成を目指して、火災発生状況に応じた重点取組項目など、所轄管内の事情に対応した取組計画を策定し、火災件数の減少に取り組んでいる。

そのうち、左京消防署及び下京消防署の取組を抽出して分析した。

a 左京消防署の取組

平成22年までの左京消防署の目標は24件と設定され、「火災件数220件」の達成に向けて左京消防署火災減少第3期取組計画を策定し、火災の減少に取り組んでいる。

左京区の平成10年から平成17年までの8年間の火災の発生状況を分析すると、火災255件のうち、建物火災が203件と全火災の79.6パーセントを占めており、そのうち住宅火災（住宅、共同住宅、併用住宅及び寄宿舍・下宿）は154件であり、住宅火災対策として、一般住宅を対象とした訪問防火指導、在宅の避難困難者宅を対象とした防火安全指導などの強化を計画に追加して、次の事業に取り組んでいる。

- (a) 訪問防火指導及び防火安全指導における面談指導の重視
- (b) 防火防災教育訓練
- (c) 自主防災組織への働きかけの強化
- (d) 住宅用火災警報器の設置促進
- (e) 査察の強化
- (f) 学園祭等の火気使用に伴う特例適用等
- (g) 事業所に対する研修、啓発及び自衛消防隊訓練指導
- (h) 広報

これらの事業については、消防署において、学区ごとの担当者を定め、取組推進計画を作成し実施している。

その結果、表29のとおり、平成17年以降は左京区の火災件数の目標を達成している。

b 下京消防署の取組

平成22年までの下京消防署の目標は17件と設定され、下京消防署第3期火災件数減少取組戦略（以下「取組戦略」という。）を策定し、火

災の減少に取り組んでいる。

平成13年から平成17年までの5年間の下京区の火災の発生状況の分析によると、火災118件のうち、放火火災が48件と全火災の40.7パーセントを占めており、放火火災を減少させることが下京区の火災の減少に直結することから、放火対策を重点的に行う計画を確立し、次の事業項目に沿って実施している。

- (a) 防火回覧板による防火啓発事業
- (b) 訪問防火指導や防火安全指導など、通常業務の機会を通じて実施する推進事業
- (c) 放火火災防止を主眼とした啓発ポスターの掲示など、火災減少の取組として実施する新たな推進事業
- (d) 啓発ビラの作成など、取組戦略をサポートする事業

これらの事業については、消防署において、学区ごとに担当者を定めるとともに取組推進計画を作成し、火災件数減少取組結果報告書による事業の進ちょく状況の把握及び内容点検を行っている。

また、連続放火に対する対策として、下京消防署連続放火火災対応計画を見直し、発生状況に応じた警戒態勢を定めた連続放火火災対応基準及び市民の放火対策を定めた市民の放火対策マニュアルを策定し、消防署、消防団、自主防災会など地域ぐるみの放火対策に取り組んでいる。

この結果、表29のとおり、平成19年に下京区の火災件数の目標を達成し、平成20年は7件となり、下京区の最少火災件数の記録を更新している。

(表29) 消防署ごとの年間火災発生件数

(単位：件)

行政区	第1期		第2期			第3期			平成22年 目標件数
	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	
北	22	26	20	<u>15</u>	21	23	16	17	15
上京	17	17	21	16	15	11	<u>10</u>	<u>7</u>	10
左京	28	29	29	39	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>20</u>	<u>17</u>	24
中京	20	21	26	23	<u>15</u>	<u>12</u>	20	<u>13</u>	16

東山	19	19	<u>8</u>	16	18	15	<u>9</u>	<u>6</u>	10
山科	35	21	31	24	<u>19</u>	<u>19</u>	24	21	19
下京	32	29	<u>15</u>	<u>14</u>	28	19	<u>13</u>	<u>7</u>	17
南	39	41	39	31	<u>23</u>	<u>23</u>	25	25	24
右京	31	25	35	34	35	25	<u>21</u>	<u>22</u>	23
西京	19	23	21	20	26	23	18	<u>16</u>	16
伏見	64	79	53	<u>40</u>	58	65	55	47	46
合計	326	330	298	272	275	256	231	<u>198</u>	220

注 下線は、目標を達成したもの

なお、全市の平成 19 年の火災件数は 231 件となり、事務事業評価の目標達成の評価においても「良い」との評価結果であるが、平成 20 年の年間火災発生件数は、更に減少して 198 件となり、基本計画の目標を達成するとともに、昭和 23 年の京都市消防局発足以来の最少火災発生件数の記録を更新した。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 住宅用火災警報器の設置促進は効果的かつ効率的に行われているか。

(ア) 分析

a 住宅用火災警報器の設置促進の概要

(a) 導入の背景等

平成 15 年には全国的に火災による死者数が急増し、17 年ぶりに 1,000 人を上回ったことに加え、死亡者のうち 65 歳以上の高齢者が 5 割以上を占め、更なる長寿化の進展に伴う増加が予想されることから、平成 16 年に消防法及び同法施行令が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。本市ではこれらの改正を受けて、京都市火災予防条例及び関連する規程等を改正し、新築住宅においては平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅においては平成 23 年 5 月 31 日までに、寝室、階段及び台所（条例により付加）に住宅用火災警報器を取り付けることを義務付けている。

(b) 事業概要

- ・ 実施期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

- ・ 事業の対象

本市においては、すべての行政区において、学区ごとに自主防災会を、学区内の町内会単位ごとに自主防災部を組織し、自主防災会ごとの地域内におけるすべての世帯を対象とした設置促進に取り組んでいる。

- ・ 具体的取組及び効果

平成 18 年度においては、住宅用火災警報器の設置を促進するには、機器の低価格化が必要であったことから、全国に先駆け、モデル事業として、財団法人京都市防災協会（以下「防災協会」という。）が自主防災部ごとの購入希望者を取りまとめ、入札により大量一括購入を実施する事業を実施し、全市で 5,317 世帯に 1 万 4,420 個の住宅用火災警報器が設置された。

平成 19 年度においては、平成 18 年度のモデル事業を踏まえ、機器の大量一括購入により廉価で購入できる目途が立ったことから、平成 19 年 6 月 19 日に地域力を活かした住宅用火災警報器の設置促進指導要綱（以下「地域力を活かした指導要綱」という。）を見直し、各消防署において、自主防災会単位での共同購入を指導し、地域ごとの普及による設置促進を図っている。

また、京都市消防局住宅用火災警報器取付事業実施要綱を定め、65 歳以上の高齢者又は身体障害者など（以下「高齢者等」という。）の取付けが困難な世帯に対しては、防災協会に委託して、取付サポーターを無料で派遣し、住宅用火災警報器の取付支援を行っている。

さらに、京都市消費生活センターと連携して、自主防災組織等に対し、悪質訪問販売を防止するための指導を行っている。

(c) 取組結果

平成 19 年度では、全市における 227 の自主防災会のうち 66 自主防災会で共同購入に取り組むという当初の目標を大きく上回り、133 の自主防災会で取り込まれ、5 万 4,436 世帯が設置している。（表 30）

（表 30）住宅用火災警報器の共同購入状況

（単位：団体、世帯）

消防署	自主防災会数	平成 18 年度の取組	平成 19 年度の取組		平成 20 年度の取組	
		購入世帯数	共同購入自主防災会数	共同購入設置済世帯数	共同購入自主防災会数	共同購入設置済世帯数
北	19	337	10	4,772	12	8,247
上京	17	673	17	9,822	6	10,246
左京	27	907	15	5,027	14	10,057
中京	23	562	19	6,320	15	8,371
東山	11	221	11	4,927	11	5,447
山科	13	358	8	4,634	6	6,902
下京	23	479	8	2,670	14	5,596
南	15	231	10	3,470	14	6,894
右京	27	305	16	8,662	21	15,496
西京	17	295	9	4,710	10	9,904
伏見	35	949	10	4,739	22	12,017
合計	227	5,317	133	54,436	145	99,177

また、高齢者等に対する平成 19 年度の住宅用火災警報器取付支援の実施状況は、表 31 のとおりであり、2,463 世帯に対し取付支援を行っている。

(表 31) 住宅用火災警報器取付支援の実施状況

年度	自主防災会数	取付世帯数	取付数
平成 19 年度	64 団体	2,463 世帯	4,481 個
平成 20 年度	60 団体	1,250 世帯	2,281 個

なお、平成 20 年 6 月末現在の本市における住宅用火災警報器の設置状況については、表 32 のとおりであり、自主防災会による共同購入及び公営住宅等については設置世帯数を把握しており、ガス事業者等のリースによる設置状況や法令改正前に既に設置が義務付けられている住宅の設置状況については推計を行い、全市で約 34 万世帯に設置されているとしている。

その結果、平成 17 年度の国勢調査による住宅世帯数に対する設置率は、約 54 パーセントとなっている。

(表 32) 平成 20 年 6 月末現在の住宅用火災警報器の設置の状況

(単位：世帯)

内 訳	世帯数
自主防災会による共同購入	66,429
公営住宅（市営住宅，府営住宅等）	15,470
新築住宅	28,472
ガス事業者等によるリース	約 90,000
法令改正前に既に設置が義務付けられていた大規模住宅	約 140,000
合 計	約 340,000
平成 17 年度国勢調査による京都市内の住宅世帯数	631,780

b 消防署の取組

各消防署では、地域力を活かした指導要綱に基づき、統括責任者、学区単位の指導地域の担当者（以下「学区担当者」という。）等を置いており、学区担当者は、平成 22 年度までの住宅用火災警報器設置促進指導計画書（以下「計画書」という。）を策定し、表 33 の指導日程に沿って、自主防災会長や自主防災部長等に対する指導や働きかけを行い、指導地域の設置状況を、住宅用火災警報器設置促進指導状況表及び住宅用火災警報器設置促進指導記録書に記録し、計画書とともに学区ごとに指導記録簿を作成、管理している。

また、統括責任者は、住宅用火災警報器設置促進指導総括表を作成し、消防署管内の進行管理を行っている。

(表 33) 自主防災組織に対する指導日程（平成 19 年度）

実施時期	指導対象	指導内容
4 月～6 月	市内の全自主防災会長 (227 自主防災会)	平成 19 年度事業趣旨及び取付サポーターの説明
4 月～8 月	共同購入を実施する自主防災会役員	事業趣旨，住宅用火災警報器の選定方法及び共同購入要領の説明
6 月～	共同購入を実施する自主防災会の全世帯	事業趣旨，設置効果，取付場所，必要箇所数等の説明

7月～	共同購入を実施する自主防災部長	具体的な共同購入の説明会，購入案内及び配分
10月～	高齢者等の取付希望者	取付サポーターの派遣

そのうち，左京消防署及び下京消防署の取組を抽出して分析した。

(a) 左京消防署の取組

左京消防署では，管轄内に 27 の自主防災会及び 644 の自主防災部があり，平成 19 年度には 15 の自主防災会で共同購入に取り組み 5,027 世帯において設置し，平成 20 年度末時点では 21 の自主防災会で取り組み 1 万 57 世帯が設置しており，設置世帯数は着実に増加している。

(表 34)

(b) 下京消防署の取組

下京消防署では，管轄内に 23 の自主防災会及び 615 の自主防災部があり，平成 19 年度には 8 の自主防災会で共同購入に取り組み 2,670 世帯において設置し，平成 20 年度末時点では 17 の自主防災会で取り組み 5,596 世帯が設置しており，設置世帯数は着実に増加している。

(表 34)

(表 34) 左京及び下京消防署管内における住宅用火災警報器の設置促進取組状況

(単位：団体，世帯)

区 分		左京消防署	下京消防署
自主防災会数		27	23
構成自主防災部数		644	615
平成 17 年度国勢調査による住宅世帯数		41,398	38,407
平成 18 年度における設置済世帯数		907	479
平成 19 年度	取組自主防災会数	15	8
	設置済世帯数	5,027	2,670
平成 20 年度	取組自主防災会数	21	17
	設置済世帯数	10,057	5,596

注 1 平成 20 年度の取組自主防災会数は平成 19 年度及び平成 20 年度のいずれかの年度において取り組んだ自主防災会数

注 2 設置済世帯数は累計

c 住宅用火災警報器の設置状況の把握

住宅用火災警報器の設置状況の把握について、各消防署は、地域力を活かした指導要綱に基づき設置促進に取り組んだ自主防災会及び自主防災部における設置世帯数の把握にとどまっている。

また、消防局においても、公営住宅における設置状況を把握することとどまり、既に住宅用火災警報器を設置している新築住宅、ガス事業者等のリースにより設置している住宅及び法令改正前に既に設置が義務付けられている住宅における設置状況については推計値となっている。

消防法は、個々の住宅の所有者等に住宅用火災警報器を設置することを義務付けている。これまでの自主防災会を単位とした設置促進の取組を更に推進するとともに、今後、すべての住宅に設置されることを目指し、地域の個々の住宅の設置状況を把握し、設置指導を行うことがより効果的である。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

自主防災会単位での設置促進の取組を更に推進するとともに、訪問防火指導や防火安全指導による働きかけを強化するなど、法定期限内に市内のすべての住宅において住宅用火災警報器が設置されるよう指導されたい。

エ 事業所の防火安全対策の推進は適切に行われているか。

(ア) 分析

a 事業所の消防法令違反是正

平成 13 年 9 月 1 日に発生した東京都新宿区歌舞伎町におけるビル火災は、小規模なビルにもかかわらず、44 人もの尊い命が奪われるという大惨事となった。この火災を契機として、平成 14 年に消防法令の改正が行われ、立入検査の制限の見直しや措置命令の拡大、罰則の強化等、違反是正体制の強化が図られている。

本市では、平成 18 年度から対象物ごとに定期的に査察を実施していた従来からの査察基準から、年度ごとに査察方針を定めるよう改め、火災の発生状況、社会情勢の変化等を踏まえた集中的な査察を実施し、違

反是正指導を行うこととした。

平成 19 年度の査察及び違反是正の実績については、表 35 のとおりである。

平成 19 年度における査察方針としては、特定 1 階段等事業所、カラオケ類似店舗及び工場、作業場等の違反是正と定め、違反歴のあるものなどを抽出し、727 箇所の査察に取り組んだ。そのうち、違反等の指摘をした 645 箇所に対する是正の取組については、平成 19 年度では、400 箇所 62.0 パーセントの是正にとどまっていたが、平成 20 年度の取組では、550 箇所 85.3 パーセントが是正されている。

(表 35) 平成 19 年度の査察及び違反是正の実績

(単位：箇所，%)

区 分		特定 1 階段等 事業所 (注 1)	カラオケ類似 店舗 (注 2)	工場, 作業場等	合計
事業所等(平成19年4月1日現在)		672	113	4,735	5,520
査察の計画		218	44	465	727
査察を実施した事業所等		218	44	465	727
消防法令違反等を指摘した 事業所等 (A)		205	21	419	645
平成 19 年度	是正事業所等 (B 1)	146	21	233	400
	是正事業所等割合 (B 1 / A)	71.2	100.0	55.6	62.0
平成 20 年度	是正事業所等 (B 2)	192	21	337	550
	是正事業所等 割合 (B 2 / A)	93.7	100.0	80.4	85.3

注 1 特定 1 階段等事業所：地階又は 3 階以上の階に飲食店等の用途があり、直通階段が 2 以上設けられていないもの（屋外階段は除く。）

注 2 カラオケ類似店舗：カラオケボックス、インターネットカフェ、個室ビデオ店及び漫画喫茶等で深夜営業を行い、かつ、仮眠が可能な店舗をいう。

また、総務省消防庁によるカラオケボックスの防火対策に関する全国調査における本市の調査結果及び違反是正の状況は、表 36 のとおりで

ある。

平成19年1月20日に発生した兵庫県宝塚市におけるカラオケボックスの火災を受けた防火対策に関する平成19年1月23日から同年2月28日までの調査結果では、69件の対象物に対し30件（43.5パーセント）の違反が発見され、その後のフォローアップ調査の結果によるとすべて是正されていた。しかし、平成20年10月1日に発生した大阪市個室ビデオ店の火災に係る緊急点検による平成20年10月1日から同月31日までの調査結果によると59件の対象物に対し20件（33.9パーセント）の違反が発見されており、法令違反が繰り返されるという状況にある。

(表 36) カラオケボックスの防火対策に関する全国調査等に係る本市の結果及び違反是正の状況

(単位：施設，件)

調査期間	調査内容	調査対象	違反件数
平成19年1月23日 ～同年2月28日	カラオケボックスの防火対策に関する全国調査の結果及び違反是正の徹底	69	30
平成19年3月6日 ～同月31日	カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果及び違反是正の徹底	69	4
平成19年10月29日 ～同年11月30日	カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査（第2回）結果	68	—
平成20年10月1日 ～同月31日	個室ビデオ店等に係る緊急調査結果によるカラオケボックスの結果	59	20

b 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設への事前指導

平成 18 年 1 月 8 日に長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで発生した火災等を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策を強化することを目的に、平成 19 年 6 月 13 日付けで消防法施行令が改正された。

主な改正点は、グループホーム等の社会福祉施設の対象施設範囲を明示することや小規模な施設についても防火管理者の選任及び消防用設備等の設置を期限を設けて義務付けたことなどである。

本市では、平成 19 年 7 月 6 日付け「消防法施行令等の改正に伴う防火対象物の実態調査について」を通知し、各消防署では、市内 196 箇所の

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設の実態調査を実施した。施設の関係者に対しては、周知ビラを配布して、消防法施行令等の改正概要について趣旨説明を行うとともに、平成19年11月8日には保健福祉局と合同で高齢者社会福祉施設関係者60人を対象に防火研修を実施し、施行期日までに防火管理者の選任及び消防用設備等の設置促進を図っている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

カラオケボックスの防火対策に関する全国調査等における本市の調査結果及び違反是正の取組を見ると、法令違反等が繰り返されるという状況にある。

このような事業所に対する消防法令違反是正の取組については、社会情勢の変化に応じた取組を迅速に行うとともに、違反が繰り返される要因や抜本的に是正されない要因を分析し、事業所における防火安全対策の徹底に取り組まれない。

オ 火災予防に関する広報は効果的に行われているか。

(ア) 分析

平成19年の火災発生状況をみると、建物火災が187件（全火災の81.0パーセント）を占め、建物火災のうち住宅火災が133件（建物火災の71.1パーセント）を占めている。

過去5年間の主な原因別火災件数の推移は、表37のとおりである。

(表37) 過去5年間の主な原因別火災件数の推移

(単位：件)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
放火	82	64	85	68	56
たばこ	48	48	46	35	40
暖房器具	12	21	23	20	18
天ぷらなべ	23	20	13	26	12
その他	133	119	108	107	106
合 計	298	272	275	256	231

こうした火災情報や原因の分析等を広報、啓発することは、地域住民の防火意識を高め、火災発生を減少につながるとして、平成 19 年度は、以下の取組を推進している。

a 防火回覧板による定期的な火災発生情報の提供

各消防署管内の火災発生状況や特徴的傾向について、全消防署及び消防分署において毎月 1 回防火回覧板を発行し、地域の自主防災組織を通じて、全世帯を対象に注意喚起を行っている。

なお、回覧体制のない地域等の世帯に対しては、訪問防火指導などの機会や職員が個別にビラを配布することにより啓発を行っている。

b 無火災推進日の周知

昭和 38 年から毎月 5 日及び 20 日を「無火災推進日」に制定し運用しており、自主防火の意識向上を図ることを目的に市民や事業所の実践事項を定め、市民一人一人が自主的な防火行動に取り組んでもらうように、火災件数 220 件への取組の一環として市民啓発を実施している。

無火災推進日には、各消防署は自主防災会や消防分団などと連携して無火災推進日の周知を図るとともに、訪問防火指導、防火安全指導、事業所防火指導及び広報車や消防車などによる火災予防の巡回広報等を行っている。

c 放火防止マップシステムによる市民への情報提供

過去 5 年間の火災の原因を見ると、放火がトップを占め続けており、放火火災発生時においては、消防関係者はもとより、放火火災が発生している周辺の市民にいち早く情報を提供し、連続放火防止対策を講じることが火災発生件数の減少につながる。

そのため、本市では全国に先駆け、平成 19 年度から放火防止マップシステムを独自に構築し、市内の放火火災が発生している地域を消防局ホームページ等により視覚的に示し、併せて放火防止五カ条をはじめとした放火防止対策の啓発などの情報を提供することにより放火火災の防止を図っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第5 鉛管取替工事費に対する助成金制度（上下水道局）

1 取組項目の体系

上下水道局事業推進方針

経営目標 I

安心・安全で良質な水道水の安定的な供給

重点推進事業	取組項目名		監査対象
	名称	担当課等	
水質・水圧・情報 など水道の質的向上	水道施設の管路情報管理システムの構築	水道部管理課	
	鉛管の解消	水道部給水課 水道部配水課 水道部漏水修繕センター	
	鉛管取替工事費に対する助成金制度	水道部給水課	○
	鉛管の単独布設替え	水道部給水課	
	直結給水の拡大	水道部給水課	
	より安全で安心できる水づくり	水道部管理課 水道部各浄水場	
	優良試験所規範（GLP）制度の維持・向上	水質管理センター 水質第1課	
	地域水道の水質管理業務の分担	水質管理センター 水質第1課	
	工事完成図書の電子納品	水道部企画調整課 水道部工務課	

2 取組項目の概要

取組項目名	鉛管取替工事費に対する助成金制度
全体計画	<p>平成15年4月1日から水道水中の鉛の基準が1リットル当たり0.05ミリグラム以下から0.01ミリグラム以下に強化された。</p> <p>また、平成16年6月に厚生労働省が発表した「水道ビジョン」には鉛製給水管延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標が掲げられた。</p>

		<p>給水装置の維持管理は所有者自らが行うことが原則となっている。ただし、配水管分岐から水道メーターまでの間は、一部を除いて道路部分であること、漏水予防の観点等から、単独取替工事（平成18年度から実施）や漏水修繕、配水管布設替えに伴う工事として、上下水道局が局費用で行っている。しかし、水道メーターから下流側（給水栓側）の宅地内に残存する鉛製給水管については、所有者自らが取替えを行わなければならない。</p> <p>より安全で良質な水の供給のためには、水道メーターから下流側の宅地内にある鉛製給水管についても、早期に解消を図ることが必要であることから、鉛製給水管取替工事の費用の一部を補助する助成金制度を創設する。</p>
平成19年度	当初予算	10,000,000円
	決算	893,072円
平成19年度事業の概要		<p>1 目的 給水装置の所有者が鉛製給水管の取替えを実施するとき、工事費の一部を補助する助成金制度を設けることにより早期取替えのインセンティブを与える。</p> <p>2 助成の対象 所有者自らが行う水道メーターから宅地側に残存する鉛製給水管を同口径で他の材質の給水管に取替える工事。（ただし、13ミリメートルから20ミリメートルに増径する場合は同口径工事扱いとする。）</p> <p>3 助成金の内容（平成19年6月制度創設） 助成金額 工事費の2分の1、限度額5万円 助成予定件数 200件程度、助成件数 20件</p>
平成19年度局事業推進方針での位置付け		<p>1 安心・安全で良質な水道水の安定的な供給 (3) 水質・水圧・情報など水道の質的向上</p>

3 監査の着眼点

- (1) 制度を創設する必要はあったのか。
- (2) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (3) 対象箇所の調査、把握はできているか。
- (4) 助成金額は適当か。

(5) 制度の利用促進に向けた積極的な取組はなされているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

(ア) 助成金交付の決定に当たっては、審査を行ったことを明らかにすべきものの

イ 意見

(ア) 現地調査等による対象箇所への把握に計画的に取り組むべきもの

(イ) 取替えを必要とする世帯に対して制度利用の働きかけを積極的に行うべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 制度を創設する必要はあったのか。

(ア) 分析

a 本市では、明治45年4月の水道創設期から昭和60年2月頃まで、給水装置（配水管分岐から給水栓までの給水管及び給水栓のことをいう。）の内、配水管から水道メーター間（道路部分及び宅地部分の一部）までの口径25ミリメートル以下の給水管として、たわみや曲げに対する耐性があるため加工がしやすいことから、鉛製給水管を使用してきた。

また、水道メーターから給水栓までの間（宅地部分）は、昭和31年頃までは亜鉛めっき鋼管及び鉛製給水管を使用してきた。

b 水道水中の鉛の基準については、昭和33年に水質基準に関する省令が公布されたことにより、法的な規制を受けるようになり、平成4年に水質基準が1リットル当たり0.05ミリグラム以下に改正され、平成15年4月の改正では1リットル当たり0.01ミリグラム以下に強化されるとともに、鉛製給水管の布設替えの促進を求めている。

また、平成16年6月に厚生労働省は「水道ビジョン」を策定し、安心・快適な給水の確保の方策として、鉛製給水管を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標を発表した。

c 本市における鉛製給水管対策は、配水管分岐から水道メーターまでの

間（道路部分及び宅地部分の一部）については、昭和 60 年 2 月以降は漏水防止対策及び鉛の溶出問題に対応するため、新規に施工する場合の給水管の種類を耐衝撃性硬質塩化ビニル管に変更するとともに、配水管布設替工事や漏水修繕工事に併せて鉛製給水管を耐衝撃性硬質塩化ビニル管に取り替えてきた。

平成 18 年度からは、「水道ビジョン」における鉛製給水管早期ゼロの目標を受けて、新たに鉛製給水管の取替えを目的とした鉛製給水管解消工事を年間事業費 4 億円、約 2,000 件の目標を掲げて行ってきた。しかしながら、平成 20 年 3 月末の残存件数は 22 万 4,396 件（うち道路部分 16 万 3,190 件）で政令指定都市の中では最も多くなっている。

また、平成 19 年 12 月に策定した「京（みやこ）の水ビジョン」において、道路部分に残存している鉛製給水管を平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間ですべて解消するとしている。

d 一方、水道メーターから給水栓までの間（宅地部分）については、昭和 32 年以降は塩化ビニル管の普及により、鉛製給水管は使用しなくなり、残存件数は平成 13 年の全営業所におけるしゅん工図調査、平成 15 年の抽出調査を経て、現在その件数は約 2,000 件程度と推計している（ウ 対象箇所の調査、把握はできているか。参照）。しかし、当該部分の給水管の取替えについては、その所有者（一般的には給水契約者）が工事費を負担しなければならないことから進んでおらず、早期にすべての鉛製給水管の解消を図る必要があることから、取替え工事の着手に対するきっかけを与えるために、何らかの助成金制度について検討することになった。

e また、市会においても平成 18 年 3 月 17 日付けで、平成 18 年度予算に鉛製給水管について年次的に予算を計上し取り替えるとともに、市民の家屋内での取替えへの助成制度の確立を求める付帯決議を付している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

鉛製給水管取替工事費に対する助成金制度については、安心・安全で良質な水道水の安定的な供給を図るため、水道メーターから給水栓等までの

宅地内にある鉛製給水管の早期解消を図ることを目的として、鉛製給水管取替工事の費用の一部を補助するために設けられた制度であり、平成 19 年 2 月 8 日（同年 5 月 17 日一部改正）付で「京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱(平成 19 年 6 月 1 日実施)」(以下「要綱」という。)を策定している。

助成金交付事務の流れを見ると、交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は指定業者を通じ助成金交付申請書を提出する。上下水道局は内容を審査した後、助成金交付の可否を決定し申請者に通知する。工事がしゅん工すれば申請者は完了届を提出し、上下水道局は助成金の交付額を交付額決定通知書により通知する。その後、申請者からの助成金交付請求書の提出を受け、上下水道局は指定された金融機関の口座に振り込むこととしている。

そこで、平成 19 年度の助成金の交付決定書を検証したところ、おおむね、要綱に基づいて事務は執行されていたが、要綱に定める助成金の対象となるかどうかの審査を行ったことを示す書類が見当たらなかった。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

助成金交付の決定に当たっては、要件審査チェック表を添付するなど審査を行ったことを明らかにするようにされたい。

ウ 対象箇所の調査、把握はできているか。

(ア) 分析

鉛製給水管取替工事助成金の交付対象となる取替え対象箇所数については、平成 13 年度から平成 14 年度にかけて全営業所に保管されている水道メーターから給水栓までの間（宅地部分）の給水管布設工事の設計図及びしゅん工図等をもとに鉛製給水管残存件数の調査を行ったところ、全市で 1 万 521 件であった。しかし、その後の改築又は増築等により取り替えられたものが多くあると推測されたことから、平成 15 年にしゅん工図を基に市内一円から 99 件を抽出して現地調査を行ったところ、すでに取り替えられていたものが 77 件（約 78 パーセント）見受けられた。この結果から、実際に宅地内に残存する鉛製給水管は 1 万 521 件の約 22 パーセン

ト約 2,300 件となり、その後の増改築等での取替えにより残存件数が減少していると思われることから、現時点では約 2,000 件と推計している。

具体的な残存状況については、現地調査によらなければ把握できないことから現在まで正確な箇所数は把握できておらず、調査を実施する計画も策定していなかった。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

鉛製給水管取替工事助成金制度の利用を効率的に勧奨する観点から、現地調査等による対象箇所の把握に、計画的に取り組まれない。

エ 助成金額は適当か。

(ア) 分析

鉛製給水管取替工事助成金の決定に当たっては、標準的な取替え費用の工事単価を 1メートル当たり 5,000 円程度、取替え工事の延長を 20メートル程度とし、その工事費約 10 万円の 2分の 1 に相当する金額である 5 万円を限度額とした。

助成金制度を持つ政令指定都市の対象範囲、助成金額等は表 38 のとおりであり、対象範囲を見ると、仙台市及び堺市は道路部分を、神戸市は老朽化した給水管を対象としており、本市と同様に水道メーター下流側（給水栓側）を対象としているのは横浜市のみであり、助成金額も本市と同様に工事費の 2分の 1、限度額を 5 万円としている。

(表 38) 政令指定都市における助成金制度の対象範囲及び助成金額の状況

平成 20 年 3 月 31 日現在

都市名	対象範囲	助成金額	備考
京都市	宅地内の水道メーターから給水栓までの鉛製給水管取替え	工事費の 2分の 1 限度額 5 万円	平成 19 年 6 月実施
仙台市	配水管分岐部から宅地内第 1 止水栓までの鉛製給水管取替え（メーター下流は対象外）	工事費の 2分の 1 限度額 40 万円	平成 17 年 4 月実施
横浜市	宅地内 1 メートルから給水栓までの鉛製給水管取替え	工事費の 2分の 1 限度額 5 万円	平成 16 年 10 月実施

堺市	配水管分岐部から水道メーターまでの鉛製給水管取替え (メーター下流は対象外)	工事費の2分の1 限度額20万円	平成17年6月実施
神戸市	老朽化した給水管取替え	工事費相当額 限度額2万円	昭和49年8月実施 道路部分が鉛管の場合は水道メーター (宅地内1メートル程度)まで局費で取替え

助成金額が適当かどうかを検証するために、標準的な工事費を10万円程度と推定していることから、平成19年度に助成金交付を決定した20件について、それぞれの工事費について分析した。

工事費の一覧は表39のとおりであり、これらの工事のうち、水道メーターから10メートル以上離れて建物があることによって給水管延長が長くなり、掘削工事が多いことによって工事費が高くなっているもの(No.19, No.20)や建物が傾斜地にあり水路に接しているため、工事費が割高になっているもの(No.18)などの特異な事例を除いた平均工事費は108,933円であり、推定した取替工事費10万円とほぼ同額であった。

(表39) 平成19年度に交付決定した20件の工事費一覧

(単位：円)

No.	工事費
1	36,750
2	44,520
3	53,248
4	69,859
5	86,100
6	97,650
7	98,018
8	102,600
9	105,000
10	106,197
11	110,157
12	130,000

13	144,000
14	149,000
15	151,609
16	180,000
17	187,162
18	207,900
19	231,000
20	315,000
計	2,605,770
平均	130,288
1～17の平均	108,933

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 制度の利用促進に向けた積極的な取組はなされているか。

(ア) 分析

a 鉛製給水管取替工事助成金の制度周知のために行った平成 19 年度の取組は次のとおりである。

(a) 広報発表（平成 19 年 5 月 22 日）

(b) 上下水道局ホームページ（平成 19 年 5 月 23 日掲載）

(c) 市役所及び各区・支所においてチラシを配布（平成 19 年 5 月 24 日から）

(d) 京都市指定給水工事事業者への周知（平成 19 年 5 月 24 日付けチラシ送付）

(e) 市民しんぶん（全市版平成 19 年 6 月 1 日号掲載）

b 平成 19 年度（平成 19 年 6 月から平成 20 年 2 月末まで）の制度利用者は、助成予定件数 200 件に対して 20 件となっている。

なお、電話によるものを含む事前相談が 239 件あり、その内 27 件が制度対象であった。

c 助成件数が予定の 10 分の 1 にとどまっていることは、申請期間が年度途中の 6 月から翌年の 2 月までの 9 箇月間とはいえ、少ないと言わざるを得ない。その要因のひとつは、当該制度を利用するに当たっては、それなりの自己負担金が必要であり、鉛製給水管を取り替えることだけを目的として工事を行う気持ちが働きにくいと思われることである。このことについては、鉛製給水管布設替促進方策検討委員会（注）が平成 17

年3月に「鉛製給水管が残存している場合の多くが、建物が古く、また、助成金があるといっても、自己負担金が必要であるため、給水管だけを新しくしようというインセンティブが働きにくい」と報告している。

注 厚生労働省から日本水道協会が受託し設置されたもの。

d もうひとつの要因は、やはりPR不足であると考えられる。制度周知のために行ってきた取組は、通常考えられる広報媒体を利用した不特定多数を対象としたものであった。

e なお、平成20年9月に上下水道局が発表した平成19年度事業に対する経営評価の中で、重点推進事業の未達成項目への対応策として、当該助成金制度の利用者が目標を大きく下回ったことは、市民への周知が十分ではなかったとして、今後は、対象となる市民に対して、職員が直接家庭へ訪問し、積極的に助成金制度の勧奨やPRに努めるとしているが、現時点では、局費用によって行われている配水管分岐から水道メーターまでの間（道路部分及び宅地部分の一部）の鉛製給水管取替工事の施工に際し、関連する世帯を訪問し、制度利用の勧奨を行っている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

取替を必要とする世帯に対して個別に勧奨するなど、制度利用の働きかけを積極的に行われたい。

第6 学校コミュニティプラザ事業（教育委員会）

1 事業の体系

京都市基本計画 第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

4 生涯にわたってみずからを磨き高める

施 策	事 務 事 業		監査 対象
	名 称	担当課等	
世代を超えてともに 学ぶ地域づくり	学校コミュニティプラザ 事業	教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当（注）	○

	生涯学習アドバイザー	教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当	
--	------------	------------------------	--

注 平成 19 年度において、生涯学習部は生涯学習推進担当，社会教育担当，家庭地域教育支援担当の 3 担当で構成していた。

2 事務事業の概要

事務事業名		学校コミュニティプラザ事業
全体計画		中学校区を一つの生涯学習ゾーンとして設定し，そのゾーン内の小・中学校に校舎の全面改築等の機会を利用して，地域開放型学校図書館，講演会や体操教室等に利用できる「多目的室」及び茶道教室等に利用できる和室など，多様な施設を整備し，学校を地域に開かれた身近な生涯学習の拠点とするとともに，地域コミュニティの再生・発展を図る。
平成 19 年度	当初予算	2,500,000 円
	決算	2,466,397 円
平成 19 年度事業の概要		<p>平成 19 年度は新たな学校施設（以下「施設」という。）の整備はなく，既存の 14 ゾーン内の合わせて 67 校の施設において生涯学習に係る講演会等の開催，各種サークル活動が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゾーン名（開設順） <ul style="list-style-type: none"> 洛西南，向島，衣笠・北野，嵯峨・蜂ヶ岡，西京南，七条，八条，朱雀中，松原中，神川中，花山中，月輪中，深草中，下鴨中 ○ 利用状況（平成 19 年度） <ul style="list-style-type: none"> 利用回数 4,926 回 利用人数 115,096 人 ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーン内のあらゆる世代の市民の方が，居住する小学校区を越えて施設を相互に利用 ・ 地元自治連合会等の各種団体で構成される管理運営委員会による施設の管理・運営 ・ 各ゾーンの管理運営委員会が主催する生涯学習に係る取組に対して経費を補助 ・ 管理運営委員会は，同委員会の運営に関する経費と光熱水費等施設の利用に係る実費を合わせて利用料として設定，施設の利用者から徴収

ゾーンの概要	別表参照
平成 19 年度京都市教育委員会政策等推進方針での位置付け	9. 生涯学習の充実 (6) 学校を拠点とした生涯学習の振興 ② 学校ふれあいサロン, 学校コミュニティプラザ事業の推進

(別表) ゾーンの概要

ゾーン名	行政区	ゾーン内の学校数	開設年度(平成)	開設校名	主な整備施設
洛西南	西京	中学校 3 小学校 6	7	大原野中, 西陵中, 洛西中, 上里小, 大原野小, 竹の里小, 福西小, 新林小, 境谷小	コミュニティホール 健康づくりホール 郷土工芸・囲碁将棋ルーム
向島	伏見	中学校 2 小学校 5	8	向島東中, 向島小, 向島南小, 向島二の丸小, 二の丸北小, 向島藤の木小	ふれあい芸術ルーム 地域文化サロン 向島ふるさと館
衣笠・北野	北 上京 中京	中学校 2 小学校 6	8	衣笠中, 北野中, 柏野小, 衣笠小, 翔鸞小, 大將軍小, 仁和小	地域開放図書館 西陣産業学習ルーム
嵯峨・蜂ヶ岡	右京	中学校 2 小学校 5	9	嵯峨中, 蜂ヶ岡中, 嵯峨小, 広沢小, 嵐山小, 常磐野小, 嵯峨野小	地域開放体育館 地域文化サロン ミニシアター
西京南	西京	中学校 2 小学校 5	10	檜原中, 桂川中, 檜原小, 松陽小, 川岡小, 川岡東小, 桂東小	地域開放体育館 伝統文化学習室
七条	下京	中学校 1 小学校 3	12	七条中, 七条小, 七条第三小, 西大路小	コミュニティホール 地域文化センター
八条	南	中学校 1 小学校 2	12	八条中, 南大内小, 唐橋小	コミュニティホール ひまわりルーム
朱雀中	中京	中学校 1 小学校 2	13	朱雀中, 朱雀第四小, 朱雀第七小	クッキングルーム・ ランチルーム 朱雀の間

松原中	中京 下京	中学校 1 小学校 2	13	松原中, 朱雀第三小, 光徳小	コミュニティルーム ふれあいホール
神川中	伏見	中学校 1 小学校 3	13	神川中, 神川小, 久我の杜小, 羽束師小	武道場 ふれあいアトリエ
花山中	山科	中学校 1 小学校 2	14	花山中, 鏡山小, 陵ヶ岡 小	多目的室, 図工室
月輪中	東山	中学校 1 小学校 3	15	月輪中, 一橋小, 月輪小, 今熊野小	ふれあい交流ルーム 熊友窯 (ゆうゆうがま)
深草中	伏見	中学校 1 小学校 2	16	深草中, 深草小, 稻荷小	竹の子ホール コミュニティプラザ深草図書館
下鴨中	左京	中学校 1 小学校 3	17	下鴨中, 下鴨小, 葵小, 松ヶ崎小	ゆうあいルーム 下鴨ホール

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 学校や管理運営委員会との連携は適切に行われているか。
- (3) 活用する施設の管理運営は適切に行われているか。
- (4) 利用状況や利用者等からの意見・ニーズを把握し、事業の推進に反映しているか。
- (5) 類似する他の学校開放事業との共存を適切に図っているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 具体的な利用内容を把握した上で、それを根拠とした分析を行い、事業の推進に反映するよう取り組むべきもの
- (イ) 事業の目的に照らし、これらの事業の融合も視野に入れながら、今後、学校コミュニティプラザ事業をどのように進めていくのか、更に検討すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

学校コミュニティプラザ事業（以下「コミュニティプラザ事業」という。）は、本市の学校開放事業の一つであり、平成7年5月の「洛西南ゾーン」開設以降ゾーンを増設し、平成19年度には14ゾーン、67校の小中学校で事業を実施するに至っている。

コミュニティプラザ事業は、本市独自の事業であることから、学校コミュニティプラザ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定め、これに基づいて事業を執行している。

事業の執行に係る施設の利用等については、社会教育法において、学校の管理機関（教育委員会等）は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならないとしている。また、施設を利用しようとする者は、管理機関の許可を受ける必要があり、その許可に当たっては、あらかじめ学校長の意見を聞かなければならないとしている。さらに、京都市立学校施設使用規則（以下「学校施設使用規則」という。）において、申請及び使用許可の通知等、施設の利用に係る手続等が規定されている。実施要綱においては、これら学校施設使用規則に基づく手続等をコミュニティプラザ事業の実施に沿って具体的に規定しており、これらの法令等に基づく手続等は適切に行われている。

なお、学校施設使用規則においては、使用料は無料とするが、使用に伴う実費は使用者が弁償すべきことを定めている。実施要綱では、地域住民を主体としてコミュニティプラザ事業の自主的な運営を行う管理運営委員会が、利用した登録団体から徴収するなどして負担することを求めており、管理運営委員会はこれらの規則等に基づき、施設の利用実態に応じて実費弁償を行っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 学校や管理運営委員会との連携は適切に行われているか。

(ア) 分析

本市では、全国で初めて学区制の小学校が市民の力で創設された歴史的経過から、学区を基盤として強固な地域コミュニティが形成されてきたも

の、近年はその弱体化が課題となっている。

そのような状況のもとで、コミュニティプラザ事業は、校舎の新築や改築等と併せて施設を整備し、地域住民の創意に基づく自主的な生涯学習活動や事業運営を通じて、地域のあらゆる世代の方々が学校を拠点として、学区を越えて交流し、地域コミュニティの再生と発展を図る目的で実施している。

この目的を達成するため、地域の各種団体やPTA代表、学校関係者等で構成された管理運営委員会を組織し、この委員会が学校との連携の下で施設の管理運営等を行うこととしており、教育委員会ではより自主的な運営を目指して、学校や管理運営委員会への支援及び指導を行っている。

具体的には、ゾーンの開設時に、教育委員会が管理運営委員会の組織づくりの調整、各種規程・マニュアル類の整備、施設を紹介するパンフレットの作成及び会議の開催など、事業の運営等に係る条件整備に携わり、円滑に事業を開始できるよう管理運営委員会への支援を行っている。

運営時には、管理運営委員会の自主的な運営を促すため、教育委員会としては管理運営には直接かわらず、学校から管理運営委員会の運営状況等を聴取する中で、必要がある場合には学校を通じて指導及び助言を行っている。

また、管理運営委員会が企画立案し、主催する生涯学習事業を委託事業として行っているほか、学校や管理運営委員会の依頼があれば、教育委員会の担当職員が管理運営委員会の開催する会議等に出席し、指導及び助言を行うことがある。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ウ 活用する施設の管理運営は適切に行われているか。

(ア) 分析

a 施設の管理運営

施設の管理運営については、実施要綱に基づき、事業の実施校ごとに学校長が定めた学校教育活動のために使用する時間（以下「学校時間」という。）の内外によって区分して行っている。管理運営委員会は原則として、その学校時間外において、学校施設使用規則で規定する教育長及び学校長の許可を受けて施設の管理運営を行っている。

コミュニティプラザ事業に係る備品等は学校が所管し、学校長が京都市物品会計規則等に従って管理しており、施設の整備及び修繕並びに備品の購入のための経費は、原則として学校の運営に係る予算から支出される。

また、各施設の鍵の受け渡し等の事務については、管理運営委員会が地域のボランティア等から選定した専任管理人が行っている。

b 施設の利用料

施設の利用料については、学校施設使用規則に基づき、施設の使用料は無料とすることとしている。ただし、管理運営委員会が、自主的な管理運営に要する経費及び光熱水費等施設の利用に係る実費相当額を合わせた金額を利用料として利用者から徴収し、実費相当額に当たる部分を学校に納入することとしている。

利用料の金額については、コミュニティプラザ事業推進懇話会が平成7年3月に利用料の基本的な考え方及び目安額を提示しており、各管理運営委員会においてこれらを参考に学校と相談の上で、地域の実情等に応じて金額を設定している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

エ 利用状況や利用者等からの意見・ニーズを把握し、事業の推進に反映しているか。

(ア) 分析

a 利用状況

コミュニティプラザ事業における施設の利用状況については、表40のとおりである。これは、実施要綱に基づき、管理運営委員会が前月の利用状況等を学校長を通じて教育委員会に報告したものを集計している。平成18年度以降、利用回数は減少しているものの、利用人数は増加している。

しかし、学校ごとの利用状況については、把握している内容が学校から報告される施設の利用回数及び利用人数に限られており、使用団体や使用目的、活動内容など、具体的には把握していない。

(表40) コミュニティプラザ事業における施設の利用状況

(単位：回，人)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用回数	5,514	5,166	5,412	5,161	4,926
利用人数	107,079	106,745	108,643	112,392	115,096

地域コミュニティの再生及び発展という目的に沿ってコミュニティプラザ事業を推進するためには、地域住民による施設の積極的な利用が前提となることから、本市事務事業評価においては、施設の利用状況を活動実績等の指標としている。また、平成 17 年度からは業績評価のうち目標達成度評価及び効率性評価においても、利用人数を指標としている。

事務事業評価においては平成 17 年度以降、目標達成度評価は「かなり良い」としており、効率性評価についても「良くなった」又は「かなり良くなった」としている。この目標達成度評価や効率性評価は、事業の今後の方向性と連動するものである。事務事業評価の指標については、単なる利用人数等だけではなく、利用内容を具体的に把握した上で、実態を踏まえた指標を設定することが望まれる。

b 意見・ニーズの把握

本事業に係る施設の管理運営は、地域住民を主体とした管理運営委員会が自主的に行っているため、管理運営に関する意見・ニーズは日常的に把握できる仕組みとなっている。

また、管理運営委員会が主催する生涯学習事業において、参加者にアンケート調査を実施する事例がある。この場合、アンケートに内容についての感想や、次回以降の希望等の項目を設定し、今後の主催事業に反映するものとなっている。

意見・ニーズには、施設の改修や改善の要望もある。教育委員会では、担当職員が学校や管理運営委員会の委員等から、利用状況の報告や管理運営委員会の開催する会議等に参加した際にこうした意見・ニーズを聴く機会を設けており、可能なものについては学校と連携し、そのつど対応している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(1) 意見

コミュニティプラザ事業の施設の利用状況は、各管理運営委員会から学校長を通じて報告されるデータに基づき、算定されている。

しかし、利用状況の把握は、施設の利用回数及び利用人数に限られていた。

管理運営委員会がこれまで以上に自主的な活動を行っていくためにも、利用回数や利用人数に限らず、使用団体や使用目的、活動内容など、具体的な利用内容を把握した上で、それを根拠とした分析を行い、事業の推進に反映するよう取り組まれない。

オ 類似する他の学校開放事業との共存を適切に図っているか。

(ア) 分析

平成 19 年度京都市教育委員会政策等推進方針においては、学校を拠点とした生涯学習の振興を目的とする学校開放事業として、コミュニティプラザ事業の他に、以下のとおり学校ふれあいサロン事業及び学校ふれあいパーク事業が掲げられている。これらの事業は、表 41 のとおり進ちよくしている。

(表 41) 学校開放事業の進ちよく (累計)

年度 (平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
コミュニティプラザ事業 (ゾーン)	5	5	7	10	11	12	13	14	14	14
学校ふれあいサロン事業 (校) (注)	54	91	135	145	145	145	144	144	144	138
学校ふれあいパーク事業 (校)	—	—	—	—	—	—	—	—	9	23

注 学校ふれあいサロン事業が平成 16 年度以降に減少しているのは、学校の統廃合等によるものである。

a 学校ふれあいサロン事業

この事業は、主に小学校の余裕教室 1 室を全市統一仕様により多目的室に改修し、当該学区の住民に対して開放することで、生涯学習活動の拠点づくりを推進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としている。

施設の管理運営は、コミュニティプラザ事業と同じく、地域住民を主体とした管理運営委員会が自主的に行っている。

この事業は、平成10年度から整備が進められ、平成14年度には、それ以前にコミュニティプラザ事業等により地域開放施設が整備されていた小学校を除き、ほぼ全校での整備が完了している。

b 学校ふれあいパーク事業

この事業は、学校の校庭や中庭の一角に、地域や学校との連携、協力のもと、地域住民等が気軽に触れ合える場を手作りで整備するものであり、学校が地域コミュニティの更なる発展につながる拠点となることを目指すものである。

施設の整備は、地域住民やPTA等で構成された実行委員会で行い、完成した施設の管理については、地域住民の協力も得ながら学校が行うものである。利用については、学校教育活動に支障のない範囲で地域住民の積極的な利用を促している。また、整備した施設は、あずまや、ウッドデッキ等であり、その施設を活用して、地域住民の方を中心としてお茶会や野外炊飯活動などの交流行事が行われている。

この事業は、平成18年度から開始され、平成19年度末時点で23校の小中学校において整備を完了しており、今後、更に整備を進めていく予定である。

学校開放事業として実施している3事業のうち、コミュニティプラザ事業は、他の2事業とは、利用対象区域が学区を越えた広域のゾーンとしている点で異なる。また、学校ふれあいサロン事業とは、多目的室だけではなく、充実した設備を広域で開放している点で異なる。さらに、学校ふれあいパーク事業とは、管理主体や、施設を校舎内で整備する点で異なる。

このような違いがあるものの、3事業をまとめて学校開放事業と位置付け、地域コミュニティの再生や発展という同様の目的で相互に補完させて実施することとしている。

しかし、学校ふれあいサロン事業の整備がほぼ完了した現在において、同様の目的で先行して実施していたコミュニティプラザ事業は、平成17年度に14番目となるゾーンを開設して以降、新たなゾーンは開設されていない。コミュニティプラザ事業が進ちよくしない理由としては、学校冷房化事業や校舎の耐震補強等の改修事業が、校舎の新築や改築等よ

り優先されたためである。また、京都御池中学校や下京中学校等の学校統合により新築した学校については、施設を地域へ開放することを前提にしており、特にコミュニティプラザ事業としての位置付けはなされていない。

一方で、施設整備に高額な工事費を必要としない、学校ふれあいパーク事業の整備を進めている。整備される施設は、校庭や中庭等の校舎外に地域住民が学校との連携で手作りするものであり、他の事業とは実施内容が大きく異なるものである。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

コミュニティプラザ事業は、学校ふれあいサロン事業及び学校ふれあいパーク事業を加えて学校開放事業として位置付け、地域コミュニティの再生や発展という同様の目的で相互に補完させて実施することとしている。

しかし、コミュニティプラザ事業が進ちよくしない中、既存の 14 ゾーンにおける利用状況等を分析し、これを踏まえて他の学校開放事業と今後どのように共存し、効率的に進めていくかについて、十分な検討がなされていない。

学校開放事業を共存して進めていくためには、コミュニティプラザ事業の今後の方向性を明確に定める必要がある。事業の目的に照らし、地域の実情を踏まえ、これらの事業の融合も視野に入れながら、今後、コミュニティプラザ事業をどのように進めていくのか、更に検討されたい。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)